

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月17日

【事業年度】 第11期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員
杉江 俊彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役員グループ総務部門長
西山 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役員グループ総務部門長
西山 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	1,272,130	1,287,253	1,253,457	1,256,386	1,196,803
経常利益 (百万円)	34,563	36,704	27,418	27,325	31,995
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 () (百万円)	29,886	26,506	14,976	960	13,480
包括利益 (百万円)	44,733	13,660	13,295	8,688	2,520
純資産額 (百万円)	577,655	574,316	579,782	588,091	585,715
総資産額 (百万円)	1,291,560	1,293,043	1,312,074	1,275,535	1,247,427
1株当たり純資産額 (円)	1,421.72	1,438.17	1,460.32	1,478.74	1,475.74
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額 () (円)	75.74	67.41	38.27	2.47	34.58
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	75.47	67.15	38.11	-	34.41
自己資本比率 (%)	43.4	43.6	43.4	45.2	46.1
自己資本利益率 (%)	5.5	4.7	2.6	0.2	2.3
株価収益率 (倍)	26.2	19.5	31.9	-	32.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	49,448	43,099	35,373	72,972	28,286
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,374	24,481	40,913	26,981	22,450
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,372	3,711	2,413	52,753	9,063
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	50,299	64,238	60,024	53,969	50,147
従業員数 (外 平均臨時雇用者 数) (名)	12,286 (12,906)	12,285 (13,130)	12,382 (12,539)	14,269 (11,893)	13,211 (10,521)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

3 第11期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しております。この変更に伴い、第10期については、遡及適用後の数値を記載しております。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
営業収益 (百万円)	18,831	15,886	35,970	15,572	14,542
経常利益 (百万円)	7,898	5,267	23,479	7,054	4,559
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	6,081	5,072	22,381	2,539	8,697
資本金 (百万円)	50,198	50,276	50,328	50,461	50,573
発行済株式総数 (千株)	394,958	395,118	395,232	395,482	395,694
純資産額 (百万円)	460,055	453,050	467,488	465,692	452,583
総資産額 (百万円)	743,333	755,212	784,322	741,614	718,654
1株当たり純資産額 (円)	1,163.17	1,152.47	1,195.09	1,189.52	1,155.16
1株当たり配当額 (円)	11.00	12.00	12.00	12.00	12.00
(内1株当たり中間配 当額) (円)	(-)	(6.00)	(6.00)	(6.00)	(6.00)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額() (円)	15.41	12.90	57.19	6.52	22.31
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	15.36	12.85	56.96	6.49	-
自己資本比率 (%)	61.7	59.8	59.4	62.5	62.7
自己資本利益率 (%)	1.3	1.1	4.9	0.5	1.9
株価収益率 (倍)	129.0	101.9	21.4	180.1	-
配当性向 (%)	71.4	93.0	21.0	184.1	-
従業員数 (外 平均臨時雇用者 数) (名)	652 (211)	583 (174)	618 (182)	305 (94)	425 (124)
株主総利回り (%)	156.9	105.0	98.7	95.8	92.5
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(130.7)	(116.6)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	2,080	2,395	1,469	1,420	1,432
最低株価 (円)	1,216	1,190	885	1,055	1,042

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

- 2007年8月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 2007年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 2008年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場いたしました。
- 2009年6月16日 当社と株式会社岩田屋は、両社取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋を完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結いたしました。
- 2009年6月29日 2009年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、民事再生手続中の株式会社丸井今井との間で、株式会社札幌丸井今井が株式会社丸井今井の札幌事業を、株式会社函館丸井今井が株式会社丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。
- 2009年10月8日 当社の普通株式を証券会員制法人 福岡証券取引所に上場申請をいたしました。
- 2010年3月14日 当社は、株式会社伊勢丹の吉祥寺店の営業を終了いたしました。
- 2010年4月1日 当社は、百貨店事業に関わる組織再編として、株式会社三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店事業を吸収分割により各地域事業会社に承継させる地域事業会社化を行いました。株式会社新潟伊勢丹は株式会社三越の新潟店の事業を承継し、「株式会社新潟三越伊勢丹」となりました。
- 2010年9月11日 株式会社三越の銀座店が増床りモデルオープンしました。
- 2010年10月1日 株式会社岩田屋と株式会社福岡三越が合併し、「株式会社岩田屋三越」となりました。
- 2011年4月1日 株式会社三越と株式会社伊勢丹が合併し、「株式会社三越伊勢丹」となりました。また、株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し「株式会社札幌丸井三越」となりました。
- 2012年3月31日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越新宿アルコット店の営業を終了いたしました。
- 2017年3月20日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越千葉店及び三越多摩センター店の営業を終了いたしました。
- 2018年3月21日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹松戸店の営業を終了いたしました。

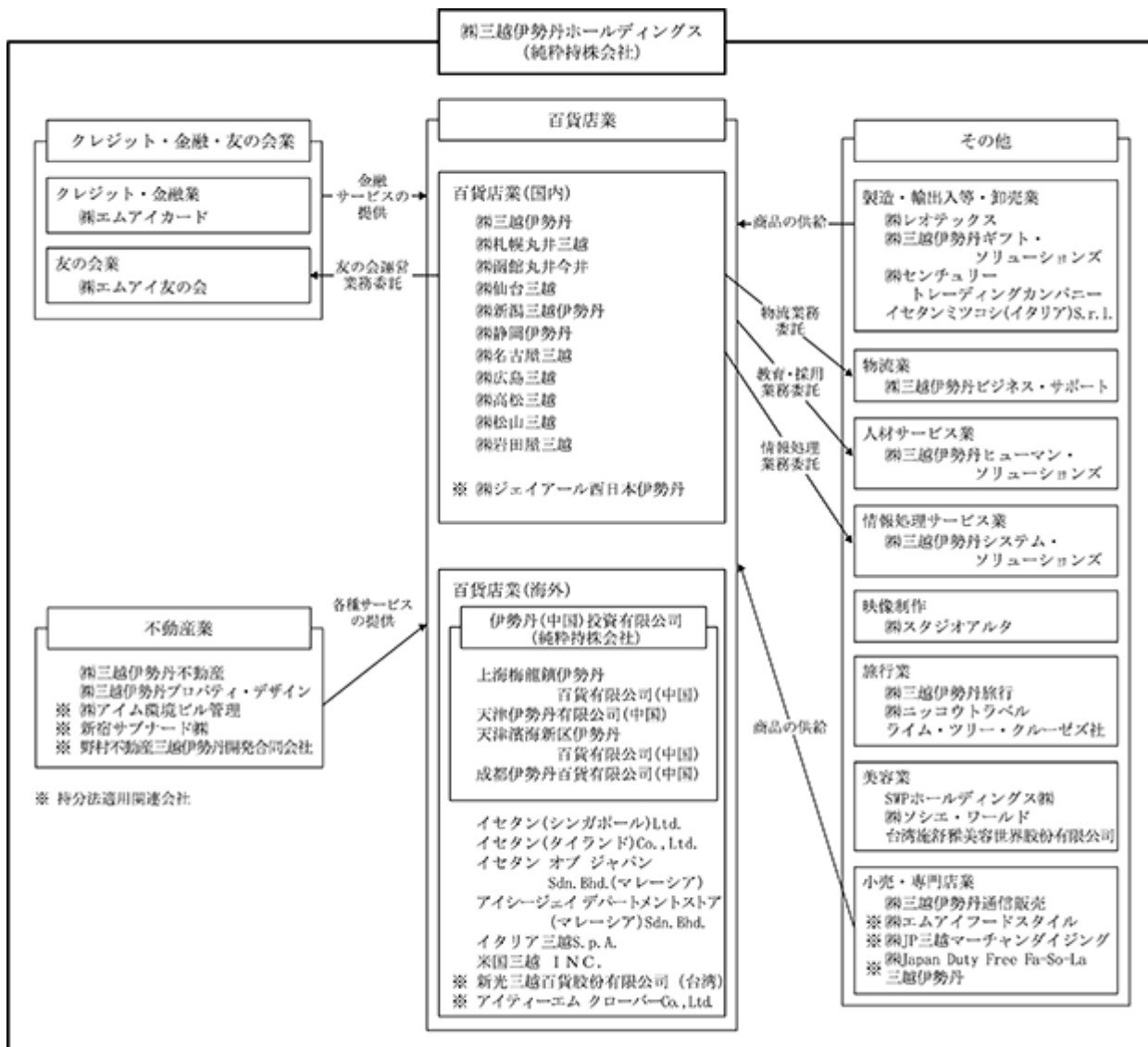
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社41社、持分法適用関連会社9社、非連結子会社21社、持分法非適用関連会社3社（2019年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業及びその他の8事業を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

また、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司（中華人民共和国）、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、天津伊勢丹有限公司（中華人民共和国）、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、成都伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.（マレーシア）、アイシージェイデパートメントストア（マレーシア）Sdn.Bhd.、米国三越INC.（アメリカ合衆国）、イタリア三越S.p.A.（イタリア）、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、新光三越百貨股份有限公司（台湾）、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.（タイランド）	連結子会社 22社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 1社
クレジット・金融・友の会業	(株)エムアイカード、(株)エムアイ友の会	連結子会社 2社 非連結子会社 1社
不動産業	(株)三越伊勢丹不動産、(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン、(株)アィム環境ビル管理、新宿サブナード(株)、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 1社 持分法非適用関連会社 2社
その他	(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート、(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹旅行、(株)レオテックス、(株)センチュリートレーディングカンパニー、イセタンミツコシ（イタリア）S.r.l.、(株)スタジオアルタ、SWPホールディングス(株)、(株)ソシエ・ワールド、台湾施舒雅美容世界股份有限公司、(株)ニッコウトラベル、ライム・ツリー・クルーズ社、(株)三越伊勢丹通信販売、(株)エムアイフードスタイル、(株)JP三越マーチャンダイジング、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹	連結子会社 15社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 18社 持分法非適用関連会社 1社



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱三越伊勢丹 4、7	東京都新宿区	10,000	百貨店業	100.0	役員の兼任 5名 資金の貸付、資金の借入
㈱札幌丸井三越	北海道札幌市中央区	100	百貨店業	100.0	
㈱函館丸井今井	北海道函館市	50	百貨店業	100.0	
㈱仙台三越	宮城県仙台市青葉区	50	百貨店業	100.0	
㈱新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区	100	百貨店業	100.0	
㈱静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	100	百貨店業	100.0	
㈱名古屋三越	愛知県名古屋市中区	50	百貨店業	100.0	資金の借入
㈱広島三越	広島県広島市中区	50	百貨店業	100.0	
㈱高松三越	香川県高松市	50	百貨店業	100.0	
㈱松山三越	愛媛県松山市	50	百貨店業	100.0	
㈱岩田屋三越	福岡県福岡市中央区	100	百貨店業	100.0	資金の貸付
伊勢丹(中国)投資有限公司 4	中華人民共和国 上海市	米ドル 60,371,000	百貨店業(持株 会社)	100.0 (100.0)	
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公 司	中華人民共和国 上海市	米ドル 5,000,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 2,100,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
天津濱海新区伊勢丹百貨有限 公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 12,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	米ドル 18,019,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 20,625,000	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド) Co.,Ltd. 2	タイ バンコク市	バーツ 290,000,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリング 20,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
アイシージェイ デパート メントストア(マレーシア) Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリング 60,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 フロリダ州	米ドル 25,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イタリア三越S.p.A.	イタリア ローマ市	ユーロ 5,118,300	百貨店業	100.0 (100.0)	
㈱エムアイカード	東京都新宿区	1,100	クレジット・金 融・友の会業	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付
㈱エムアイ友の会	東京都新宿区	100	クレジット・金 融・友の会業	100.0 (100.0)	資金の借入
㈱三越伊勢丹不動産	東京都新宿区	100	不動産業	95.0 (95.0)	
㈱三越伊勢丹プロパティ・デ ザイン	東京都新宿区	40	不動産業	100.0	役員の兼任 1名
㈱三越伊勢丹通信販売	東京都江東区	50	その他(小売・ 専門店業)	100.0	役員の兼任 1名

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ	東京都新宿区	90	その他(情報処理サービス業)	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付
(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ	東京都新宿区	100	その他(人材サービス業)	100.0	役員の兼任 1名
(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート	東京都新宿区	50	その他(物流業)	100.0	役員の兼任 1名
(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ	東京都中央区	100	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹旅行	東京都中央区	50	その他(旅行業)	100.0	役員の兼任 1名
(株)ニッコウトラベル	東京都中央区	932	その他(旅行業)	100.0	役員の兼任 1名
ライム・ツリー・クルーズ社 2	オランダ アムステルダム市	ユーロ 1,000	その他(旅行業)	- [100.0]	
(株)レオテックス	東京都中野区	100	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)センチュリートレーディングカンパニー	東京都新宿区	20	その他(製造・輸出入等・卸売業)	80.0 (80.0)	役員の兼任 1名
イセタンミツコシ(イタリア) S.r.l.	イタリア ミラノ市	ユーロ 100,000	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)スタジオアルタ	東京都中央区	100	その他(映像制作)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
SWPホールディングス(株)	東京都千代田区	100	その他(美容業)	100.0	役員の兼任 1名
(株)ソシエ・ワールド	東京都渋谷区	50	その他(美容業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
台湾施舒雅美容世界股份有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 55,000,000	その他(美容業)	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社)					
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 6	京都市京都市下京区	100	百貨店業	40.0	役員の兼任 2名 債務保証
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 12,459,386,720	百貨店業	43.4 (43.4)	役員の兼任 3名
アイティーエムクローバー Co.,Ltd.	タイ バンコク市	タイバーツ 11,000,100	百貨店業(持株会社)	45.5 (45.5)	
(株)アイム環境ビル管理	東京都港区	50	不動産業	33.4 (33.4)	
新宿サブナード(株)	東京都新宿区	3,600	不動産業	33.3 (33.3)	
野村不動産三越伊勢丹開発合同会社	東京都中央区	20	不動産業	50.0	
(株)JP三越マーチャндаイジング	東京都江東区	50	その他(小売・専門店業)	40.0	役員の兼任 1名
(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹	東京都中央区	490	その他(小売・専門店業)	27.5	
(株)エムアイフーズスタイル	東京都新宿区	100	その他(小売・専門店業)	34.0 (34.0)	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。
- 2 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
- 4 特定子会社であります。
- 5 住所は、登記上のものによっております。
- 6 債務超過会社であり、2019年3月末時点で債務超過額は3,504百万円であります。
- 7 株式会社三越伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(百万円)

(株)三越伊勢丹

売上高	634,280
経常利益	20,989
当期純利益	22,354
純資産額	229,310
総資産額	644,356

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	9,155 (9,228)
クレジット・金融・友の会業	673 (141)
不動産業	452 (201)
その他	2,931 (951)
合計	13,211 (10,521)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
425 (124)	46.5歳	23.1年	8,307,750

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	390 (123)
不動産業	35 (1)
合計	425 (124)

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、三越伊勢丹グループ労働組合(2019年3月31日現在、17支部および5統括支部、18支部直轄分会・組合員数23,428名)が組織されています。

三越伊勢丹グループ労働組合は、U A ゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは統合10年を機に、2018年4月に「私たちの考え方」を制定し、今後の更なる成長に向けて企業の目指す方向性を明確に決めました。グローバル化の加速により、一層の“変化”が求められる現在、今まで培ってきた暖簾、顧客、その他有効資産に加えて、IT・店舗・人の力を活用した新時代の百貨店をめざし、デジタル技術を活用することにより、世界中のモノ・コトとお客さまのつなぎ手となることをめざしてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、お客さまのご満足の最大化実現及び収益安定化に向けて、再投資原資となる営業利益をはじめとした複数の経営指標を持ち、その向上に取り組んでおります。当面は、三越と伊勢丹統合以来最高益である営業利益350億円の早期回復、その先の営業利益500億円の達成を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

「私たちの考え方」をベースとし、2018年11月に三越伊勢丹グループ中期経営計画を策定いたしました。「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」の確立に向け、当社の強みを活かし、お客さまとモノ・コト・情報を「オフライン（店舗）とオンライン（EC）でマッチング」することで新たな価値を創造していくこと目指しております。そのための重点戦略を確実に加速させてまいります。

重点取組 「新時代の百貨店」実現に向けた取り組み推進

「新時代の百貨店」の実現に向けて、「既存店舗のビジネスモデル改革」「新規事業の創出」を進めております。当社グループの基幹店である三越日本橋本店の第2期リモデル、伊勢丹新宿本店本館のリモデルを予定通り推進いたします。リモデルにあわせて新たな組織体制において、店舗で展開する商品のデジタル登録を行い、店舗とネット上で同じサービスや体験ができるよう「オンラインとオフラインのシームレス化」を推進してまいります。三越日本橋本店では、第1期リモデル時に先行導入したコンシェルジュサービスやグループカスタマープログラムサービスを強化・拡大し、他店舗にもつなげていきます。基幹店に留まらず、地域店舗の松山三越や新潟伊勢丹においても新しい店舗モデル作りを順次実施していく予定です。デジタルインフラ整備を推進し、従来の働き方、仕組、業務フローを全て変え、生産性の向上を図り、新しいビジネスモデルの確立をめざします。

また、新たな価値提供として、新しいオンラインビジネスの立ち上げにもチャレンジしてまいります。2018年度に立ち上げた定期宅配事業、化粧品専用オンラインストア、オンライン専門ブランドに続き、2019年度にはパーソナルスタイリング新会社を設立いたしました。今後はセカンダリーマーケット、マーケティングサービス等の事業の検討を継続していきます。

重点取組 「不動産・海外事業の拡大」

当社グループにて保有している不動産価値最大化に向けて、再開発への参画や新たな事業展開を検討してまいります。国内においては、横浜や国分寺に続く新たな商業施設の運営を検討してまいります。海外においては、フィリピンにて進めている小売と不動産のコラボレーションによる取り組みに次ぐ案件、中型店舗の展開、新規不動産開発案件参画等他社との協業も視野に入れ取り組みを前向きに検討していきます。

重点取組 「コスト構造改革の推進」

成長に向けた重点戦略の推進と並行し、コスト構造改革を継続してまいります。販売管理費の削減に向けて、宣伝費、地代家賃、人件費の抜本的な構造改革を進めております。また、大規模店舗構造改革には一定の目処がつかれましたが、引き続きグループにおける各事業の方向性、役割・位置付けを明確化することで、事業ポートフォリオの組替え、再構築に取り組めます。

(4) 会社の対処すべき課題

経済環境は、米中貿易摩擦激化による中国経済の減速や米国の保護主義的な通商政策等、世界経済における不確実性の増大、海外景気鈍化による下振れリスクによる先行き不透明感が依然強く、家計・企業マインドの下押しにより、国内経済にマイナス影響が及ぶ可能性があります。また、IT関連需要の減速、人手不足の深刻化による消費企業収益の弱含みに加えて、今後予定されている消費税率の引き上げによる個人消費の落ち込みや、2020年頃より見込まれる世帯数の減少のより、消費市場の縮小が懸念されます。一方、軽減税率の導入や教育・保育の無償化などの経済対策により家計の負担増が緩和されること、東京オリンピック開催に向けたインバウンド需要の高まり等、消費マインドの押し上げ効果も期待され、今後、景気の振幅が大きくなることが想定されます。

中期的には、人口減少・少子高齢化による国内消費市場の縮小、通信技術の著しい変化、デジタル化の拡大による消費者の消費行動の変化・多様化により、当社グループを取り巻く環境は著しく変化しており、スピードをもって変革していく必要があります。デジタル化拡大により、いつでも、どこでも、誰でも情報を得て発信できるようになり、店舗（オフライン）だけでなく、EC（オンライン）をはじめ、多様な購買方法への対応が不可欠であり、今までの百貨店ビジネスモデルから、新たな小売モデルへの転換が求められています。

このような変化に対応するため、当社グループは目指す姿「新時代の百貨店（プラットフォーム）」の実現に向けた中期経営計画を推進いたします。インフラ整備、コスト構造改革は継続しつつ、ビジネスモデル改革に向けた取組みに軸足を移し、そのための重点戦略を確実に加速させてまいります。

2017年度より進めてきた、不採算店舗の閉鎖、不採算事業の方向転換を実現することで、大規模構造改革には一定の目途がたちました。コスト構造改革は引き続き継続し徹底してまいります。今後は、ビジネスモデル転換に向けた事業基盤整備、店舗投資や店舗事業改革等次の成長に向けた取組みへ軸足を完全に移してまいります。

重点戦略を確実に達成していくため、当社傘下の事業会社へ権限と責任を委譲し、経営の意思決定を迅速化するとともに機動的な業務執行体制を構築してまいります。そのためにも、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が必要であり、グループ全体を統制するチーフオフィサー制度の運用上の精度向上、取締役会の実効性を高めるための取組みなどを継続的に実施してまいります。さらに、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報管理体制などの内部統制システムの強化に取り組み、企業価値の向上と持続的成長をめざしてまいります。

また、当社グループは、社会に対する企業としての責任として、変化する社会のさまざまな課題に向きあい、企業活動を通じてその解決に貢献することで、かかわりのあるすべての人々の豊かな未来と、持続可能な社会の実現に向け役割を果たすことを目指しています。CSRにおいても、ESG、SDGsの視点も踏まえ、変化する社会からの課題、要請に応えていくため、サステナビリティ推進会議を創設し、取組みを強化してまいります。加えて、日本の高齢化と少子化が急激に進み、労働人口の減少が避けられない中、従業員がパフォーマンスを高めて生産性を上げられるよう、働きやすい環境を整備し従業員満足度（ES）向上にも取組み、結果的に顧客満足度向上につながるよう努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。但し、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが当連結会計年度末において判断したものであります。

(1) 需要動向におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業の需要は、事業展開する国内・海外各国における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業態の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受けます。従って、これらの要因により、当社グループの業績や財務状況に、悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外の事業展開におけるリスク

当社グループのセグメントのうち、百貨店業は東南アジア、中国、台湾、米国、欧州で店舗を営業しています。これらの売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかつたとしても、円換算後の価値が影響を受ける場合があります。

また、海外における事業展開には、以下のようないくつかのリスクが内在しています。

- 1) 予期しない法律または規制の変更
- 2) 不利な政治または経済要因
- 3) 潜在的に不利な税制度
- 4) テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

(3) 公的規制におけるリスク

当社グループは、事業展開をする各国において、事業・投資の許可等、さまざまな政府規制の適用を受けています。また、独占禁止、消費者、租税、為替管理、環境・リサイクル関連の法規制の適用も受けています。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性があります。また、将来の消費税率の引き上げ等による個人の消費動向への影響も懸念されます。従って、これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害・事故におけるリスク

当社グループのうち、百貨店業を中心として、店舗による事業展開を行っています。このため、自然災害・事故等により、店舗の営業継続に悪影響をきたす可能性があります。

当社グループでは、大規模災害等への対応及び発生後における事業継続計画の策定などに積極的に取り組んでおります。しかし、首都直下型の大地震が発生した場合、首都圏に基幹店が集中している当社グループは、従業員及び建物等に甚大な被害を被る恐れがあり、それにより当社グループの業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。また、東日本大震災後に現出した電力の使用制限や消費の自粛、放射能による食料品汚染など、大規模災害が当社グループの営業活動に影響を及ぼす可能性があります。

火災については、消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っております。しかし、店舗において火災が発生した場合、被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、消防法による規制等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品取引におけるリスク

当社グループでは、百貨店業を中心として、消費者向け取引を行っています。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵のある商品を販売した場合、公的規制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する場合があります。更に消費者からの信用失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループでは、百貨店業の外商部門やその他事業の卸売業を中心として、法人向けの取引を行っています。これらの事業は契約先1社当たりの販売額が高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等により費用が発生した場合や、契約先の倒産による売掛金の回収が不能となった場合の費用の発生等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) データ・センター運用上のリスク

当社グループが事業を展開するための各種システムは、主にデータ・センターのコンピューター設備で一括管理しています。当該データ・センターでは、電源・通信回線の二重化、耐震工事、不正侵入抑止等の対策を講じていますが、完全にリスク回避できるものではありません。自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、通信回線や電力供給に支障が出た場合、不正侵入や従業員の過誤による障害が起きた場合、業務の遂行に支障をきたし、グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループではこれらのデータ・センター運用上のリスクを軽減するため、各種システムを安全性の高いデータ・センター仕様の外部施設へ設置しております。

(7) 顧客情報の流出におけるリスク

当社グループでは百貨店業、クレジット・金融・友の会業、情報処理サービス業を中心に、顧客の個人情報を保有・処理しております。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備して、厳重に行っておりますが、犯罪等により外部に漏洩した場合、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向がみられたものの、自然災害に伴う訪日外国人の減少や供給の制約などにより、消費マインドにおいてマイナス影響を及ぼしました。また、年度後半は世界経済の不確実性が高まる中で推移いたしました。

このような中であって、当社グループは2018年4月に「私たちの考え方」を制定し、企業の方向性を明確に定めました。同年11月には「私たちの考え方」をベースとした「三越伊勢丹グループ中期経営計画」を策定いたしました。同計画においては、「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」の確立に向け、当社の強みを活かし、お客さまとモノ・コト・情報を「オフライン（店舗）とオンライン（EC）でマッチング」することで新たな価値を創造していくことをめざす姿として描きました。

中期経営計画の一環として、2017年度より不採算店舗の閉鎖、不採算事業の整理を進めてきた結果、大規模構造改革は一定の目途がたちました。コスト構造改革は継続してまいります。2018年度は、ビジネスモデル転換に向けた事業基盤の整備、店舗の投資や店舗事業改革等の取り組みに加えて、次の成長に向けた新しい事業へのチャレンジにも着手いたしました。あわせて、コーポレート・ガバナンス体制の強化にも取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1,196,803百万円（前連結会計年度比4.7%減）、営業利益は29,229百万円（前連結会計年度比19.7%増）、経常利益は31,995百万円（前連結会計年度比17.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,480百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失960百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

百貨店業

百貨店業におきましては、高価格帯の雑貨や衣料品、化粧品の品揃えを強化した結果、国内百貨店を中心に売上を牽引し、既存店ベースで前年実績を上回りました。また、各社でコスト構造改革を進めてきた結果、販売管理費を大きく削減いたしました。

お客さまの価値観、買い方、生活スタイル、加えて、市場環境も大きく変化しています。そのような中、当社グループではデジタルを活用し、最高レベルでのサービスを提供するための新たな百貨店モデルの確立をめざし、人・店舗・IT相互の力を活用したモデル転換について、まずは基幹店において具体的取り組みに着手いたしました。

三越日本橋本店においては、おもてなしを中心とし、パーソナルショッピングを強化した百貨店へと変化する大規模改装（第1期リモデル）を2018年10月に約30年ぶりに実施いたしました。本館1階を中心に、お客さまのご要望やご相談にお応えするカテゴリースペシャリストが常駐するデスクや特別なお客さまのラウンジを設けるなどお客さまをおもてなしする環境を整えました。カテゴリースペシャリストと案内役のガイドがIT技術を活用のうえ、情報連携し、ブランドやカテゴリーの垣根を超えた日本橋本店全体での商品提案を行える体制を整えました。

伊勢丹新宿本店では、世界NO.1のメンズファッションストアの実現に向け、「商品」「サービス」「空間」の磨き上げを行いメンズ館のリモデルを15年ぶりに実施いたしました。世界最先端・最高峰のファッションの追求やカスタマイズできる商品の拡充、アナログとデジタルを融合したパーソナルな購買体験の提供等、お客さま一人ひとりのご要望に寄り添える環境を整え、あわせて伊勢丹の包装紙を22年ぶりに刷新いたしました。

お客さまとの接点拡大に向け新たなオンラインビジネスにも取り組んでおります。2018年6月には定期宅配事業「ISETAN DOOR」をスタートいたしました。2019年2月には伊勢丹新宿本店の強みを活かした化粧品オンラインストア「meeco（ミーコ）」を、3月にはSNS等を活用し、お客さまと双方向で商品開発・モノづくりを行うオンライン専門の「アームインアーム」を立ち上げました。

なお、限られた経営資源を新たな成長分野へ再配分するため、収益性に課題のあった伊勢丹相模原店、伊勢丹府中店、新潟三越、岩田屋久留米店新館の営業終了を決定いたしました。（岩田屋久留米店新館につきましては2019年3月に閉店いたしました。）営業終了に伴うご不便について深くお詫び申し上げますとともに、今までのご支援やご愛顧に御礼申し上げます。

このセグメントにおける、売上高は1,111,202百万円（前連結会計年度比1.8%減）、営業利益は15,313百万円（前連結会計年度比5.7%増）となりました。

クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業につきましては、株式会社エムアイカードは、グループ外企業との連携による会員規模の拡大やエムアイポイントの魅力度向上、既存カードの収益力強化等に重点的に取り組みました。

2018年10月に「福岡ソフトバンクホークス エムアイカード」、同年11月には「レクサス東京 エムアイカードプラス プラチナ」等の新規カードを発行する等、お客さまのニーズに合わせたカードのラインナップを揃えることで、会員数の拡大を図りました。また、グループのポイントプログラムである「エムアイポイント」は、活用範囲をグループ外に拡大しております。当年度は新たに35社とのポイント交換を開始することで、お客さまの百貨店以外でのご利用を促進し、収益力向上に取り組みました。

このセグメントにおける、売上高は39,116百万円（前連結会計年度比0.5%増）、営業利益は6,422百万円（前連結会計年度比19.7%増）となりました。

不動産業

不動産業におきましては、商業不動産事業として2018年3月に横浜のジョイナスに食特化型ストアの新たな商業施設「FOOD&TIME ISETAN YOKOHAMA」、同年4月には国分寺駅北口に地域密着型の商業施設「ミーツ国分寺」を開業し、商業施設運営を推進しております。

海外においては、野村不動産株式会社とフィリピン大手不動産会社のFederal Land Incorporatedとの共同事業で、フィリピンでのレジデンスおよび商業施設の複合不動産開発プロジェクトに継続して取り組み、2018年11月にレジデンス第1期の販売を開始いたしました。また、商業施設部分において、百貨店とは異なる新しい複合商業施設の名称を「MITSUKOSHI」とし、「食」を中心としたショップや業態の誘致・展開をめざしていくことを発表いたしました。

また、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、業務運営の効率化、生産性向上を図るため、2019年4月1日付でビルマネジメント事業を株式会社三越伊勢丹アィムファシリティーズ（旧社名「株式会社アィム環境ビル管理」）へ事業承継いたしました。

このセグメントにおける、売上高は48,303百万円（前連結会計年度比7.2%増）、営業利益は7,786百万円（前連結会計年度比17.7%増）となりました。

その他

その他の事業におきましては、構造改革の一環として、不採算であった通信販売事業やファッションブランド事業を終了いたしました。不採算事業の整理により売上高は減少しましたが、経費構造への取り組みによりセグメント収益が改善しました。

また、今後の成長が見込める旅行事業においては、株式会社三越伊勢丹旅行と株式会社ニッコウトラベルを2019年4月に企業統合し、効率化を図るとともに統合効果の追求を通じお客さまへの提供価値を高めてまいります。

美容事業に関しては、株式会社ソシエ・ワールドが当社グループ内店舗への出店をいたしました。美容に対するお客さまのニーズの多様化や競争激化により売上高の減少が続いており、今後も早急な業績の回復が見込めないことから、当連結会計年度において特別損失としてのれん等の減損損失を126億円計上いたしました。

このセグメントにおける、売上高は88,970百万円（前連結会計年度比38.8%減）、営業損失は302百万円（前連結会計年度は営業損失2,252百万円）となりました。

当連結会計年度末の総資産は1,247,427百万円となり、前連結会計年度末に比べ28,108百万円減少しました。これは主に、無形固定資産が減少したことと、現金及び預金が減少したことなどによるものです。

負債合計では661,711百万円となり、前連結会計年度末から25,732百万円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金が減少したことと、繰延税金負債が減少したことなどによるものです。

また、純資産は585,715百万円となり、前連結会計年度末から2,376百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により利益剰余金が増加した一方で、為替換算調整勘定及び、その他有価証券評価差額金が減少したことなどによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて3,822百万円減少し、50,147百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、28,286百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ収入が44,685百万円減少しました。これは主に、売上債権が増加(前期は減少)したことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、22,450百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が4,530百万円減少しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が発生した一方で、有形及び無形固定資産の売却による収入が発生したことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、9,063百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が43,689百万円減少しました。これは主に、有利負債の返済による支出が減少したことなどによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

b. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比 (%)
百貨店業	1,108,536	1.9
クレジット・金融・友の会業	22,458	3.7
不動産業	31,258	12.8
その他	34,550	55.4
合計	1,196,803	4.7

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

1) 概要

当社グループの当連結会計年度の経営成績の概要として、連結売上高は1,196,803百万円（前連結会計年度比4.7%減）、連結営業利益は29,229百万円（前連結会計年度比19.7%増）、連結経常利益は31,995百万円（前連結会計年度比17.1%増）を計上しました。特別損益及び税金費用等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は13,480百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失960百万円）となりました。以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

2) 売上高

連結売上高は、1,196,803百万円となりました。中核の百貨店業では、我が国経済において雇用・所得環境の改善傾向がみられたものの、自然災害に伴う訪日外国人の減少や供給の制約などにより、消費マインドにおいてマイナス影響が及びました。また、年度後半は世界経済の不確実性が高まりました。

このような中であって、当社グループは2018年4月に「私たちの考え方」を制定し、企業の方向性を明確に決めました。同年11月には「私たちの考え方」をベースとした「三越伊勢丹グループ中期経営計画」を策定いたしました。同計画においては、「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」の確立に向け、当社の強みを活かし、お客さまとモノ・コト・情報を「オフライン（店舗）とオンライン（EC）でマッチング」することで新たな価値を創造していくことをめざす姿として描きました。

3) 販売費及び一般管理費

連結の販売費及び一般管理費は319,052百万円（前連結会計年度比6.9%減）となりました。各社でコスト構造改革を進めてきた結果、販売管理費を大きく削減いたしました。

4) 営業外損益

営業外損益は2,766百万円の利益となりました。営業外収益には未回収商品券受入益5,747百万円などを計上しました。また、営業外費用には商品券回収損引当金繰入額5,744百万円などを計上しました。

5) 特別損益

特別利益として30,015百万円を計上いたしました。主な内容は固定資産売却益29,961百万円などです。また特別損失として46,766百万円を計上いたしました。主な内容は減損損失32,447百万円、事業構造改善費用5,828百万円、店舗閉鎖損失4,166百万円などです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品、原材料等の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また投資資金需要の主なものは、店舗のリモデル・設備の修繕・新規開発等の設備投資等であり
ます。

運転資金と投資資金については、営業キャッシュ・フローでの充当を基本とし必要に応じて資金調達を実施して
おります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「第2 事業の状況 3
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財
政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で56,526百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	44,575
クレジット・金融・友の会業	1,259
不動産業	5,774
その他	5,317
調整額(注)	400
合計	56,526

(注) 調整額 400百万円はセグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

百貨店業においては、(株)三越伊勢丹の各店改修工事等で42,794百万円の投資を実施しました。

不動産業においては、(株)三越伊勢丹の賃貸用不動産取得等で5,774百万円の投資を実施しました。

その他においては、情報処理サービス業の(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズが、無形固定資産の取得を中心に、4,339百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京都新宿区)		事務所等	-	- (-)	1	1	425 [124]

(注) 1 所在地は、登記上のものによっております。

2 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品であります。

3 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	13,865	28,603 (33)	2,938	45,408	3,016 [2,782]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹新宿本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	30,332	4,329 (21)	2,363	37,025	244 [374]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	118 [482]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹浦和店 (埼玉県さいたま市 浦和区)	百貨店業	店舗等	5,348	5,254 (5)	410	11,012	165 [490]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹相模原店 (神奈川県相模原市 南区)	百貨店業	店舗等	2,586	3,431 (10)	191	6,208	68 [272]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹府中店 (東京都府中市)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	53 [241]
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	29,904	110,310 (12)	2,288	142,503	325 [409]
(株)三越伊勢丹	三越銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	21,809	81,736 (5)	1,023	104,570	60 [229]
(株)三越伊勢丹	静岡伊勢丹店 (静岡県静岡市葵 区)	百貨店業	店舗等	4,519	4,121 (6)	216	8,857	141 [196]
(株)三越伊勢丹	新潟三越店 (新潟県新潟市中央 区)	百貨店業	店舗等	0	1,552 (4)	9	1,561	55 [105]
(株)三越伊勢丹	新潟伊勢丹店 (新潟県新潟市中央 区)	百貨店業	店舗等	2,958	2,911 (7)	282	6,152	288 [357]
(株)三越伊勢丹	仙台三越店 (宮城県仙台市青葉 区)	百貨店業	店舗等	3,634	3,849 (5)	401	7,885	192 [303]
(株)三越伊勢丹	札幌三越店 (北海道札幌市中央 区)	百貨店業	店舗等	4,278	6,779 (3)	452	11,511	81 [213]
(株)三越伊勢丹	札幌丸井今井等 (北海道札幌市中央 区)	百貨店業	店舗等	6,353	6,479 (6)	433	13,267	268 [585]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越伊勢丹	名古屋三越栄店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	5,519	4,174 (1)	640	10,334	386 [328]
㈱三越伊勢丹	名古屋三越星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	77 [191]
㈱三越伊勢丹	広島三越店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	760	684 (1)	153	1,598	91 [107]
㈱三越伊勢丹	高松三越店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	3,793	3,112 (9)	314	7,221	115 [355]
㈱三越伊勢丹	松山三越店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	1,866	1,968 (7)	48	3,883	74 [201]
㈱三越伊勢丹	福岡三越店 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	62 [115]
㈱三越伊勢丹	岩田屋本店等 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	3,540	- (-)	599	4,139	451 [535]
㈱函館丸井今井	函館丸井今井等 (北海道函館市)	百貨店業	店舗等	814	474 (5)	21	1,311	27 [110]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

2018年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール	百貨店業	店舗等	2,401	1,395 (3)	791	4,588	438 [120]
イセタンオブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール	百貨店業	店舗等	3,424	- (-)	334	3,759	430 [0]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

三越伊勢丹グループの3ヶ年計画（2018～2020年度）に基づき、設備投資につきましては、構造改革・収益体質に向けた「リフォーメーション」及び、次の成長に向けた事業転換を図る「トランスフォーメーション」の実現を中心に取り組んでまいります。

当連結会計年度後1年間において重要な設備、改修等に係る投資をおよそ47,000百万円予定しております。

重要な設備の新設、改修等の計画は、以下のとおりであります。

改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)三越伊勢丹	東京都 新宿区 等	百貨店業	リモデル等	36,500	-	自己資金等	2019年 4月	2020年 3月	-

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	395,694,754	395,751,854	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	395,694,754	395,751,854	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1	89	394,958	41	50,198	41	18,546
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1	160	395,118	78	50,276	78	18,624
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)1	113	395,232	51	50,328	51	18,676
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	250	395,482	132	50,461	132	18,809
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	212	395,694	112	50,573	112	18,921

(注) 1 新株予約権の権利行使による増加であります。

2 2019年4月1日から2019年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が57千株、資本金が31百万円及び資本準備金が31百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	69	39	1,246	519	180	217,896	219,949	-
所有株式数 (単元)	-	1,381,261	83,526	594,414	706,924	421	1,172,991	3,939,537	1,741,054
所有株式数の 割合(%)	-	35.07	2.12	15.09	17.94	0.01	29.77	100.00	-

(注) 1 自己株式5,698,790株は、「個人その他」に56,987単元、「単元未満株式の状況」に90株含まれております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ84単元及び50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	38,385	9.84
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	23,389	6.00
公益財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,667	3.50
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9) 3	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,139	2.60
三越伊勢丹グループ取引先持株 会	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	7,822	2.01
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5) 4	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,227	1.85
清水建設株式会社	東京都中央区京橋2丁目16番1号	6,200	1.59
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	5,697	1.46
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	5,576	1.43
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,342	1.37
計		123,448	31.65

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数38,385千株は信託業務に係る株式であります。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数23,389千株は信託業務に係る株式であります。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数10,139千株は信託業務に係る株式であります。
- 4 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数7,227千株は信託業務に係る株式であります。
- 5 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 6 2018年4月13日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2018年4月9日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	5,342	1.35
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	14,090	3.56
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,845	0.97
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	290	0.07
計		23,569	5.96

- 7 2018年12月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,584	0.40
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	12,070	3.05
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	9,388	2.37
計		23,042	5.83

- 8 2018年12月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	20,083	5.08
計		20,083	5.08

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,698,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 388,255,000	3,882,550	-
単元未満株式	普通株式 1,741,054	-	-
発行済株式総数	395,694,754	-	-
総株主の議決権	-	3,882,550	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都新宿区新宿 五丁目16番10号	5,698,700	-	5,698,700	1.44
計	-	5,698,700	-	5,698,700	1.44

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,754	7,253,694
当期間における取得自己株式	629	652,560

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)	406	513,457		
保有自己株式数	5,698,790		5,699,419	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としております。

なお、内部留保金につきましては、既存および新規の事業への投資を中心にこれを充当し、企業価値の向上を図ってまいります。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2018年11月7日取締役会	2,339	6.00
2019年6月17日定時株主総会	2,339	6.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革と併せて、コーポレートガバナンス改革を推進しております。また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、様々なステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

取締役会の責務・構成

グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主の皆様からの受託者責任に十分にお応えするために、当社では取締役会がその役割・責務を実効性高く果たすことができる環境整備に努めております。その一環として、当社では機関設計として監査役会設置会社を選択しつつ、「執行」と「監督」の分離を進め、取締役会の果たすべき意思決定機能と監督機能の強化を図っています。

具体的には、社内諸規程（「取締役会規程」および「グループ意思決定手続規程」等）において取締役会が意思決定すべき付議基準を明確に定めると同時に、経営の機動性を高めるために、監査役会設置会社としての範囲内で、随時その付議基準の見直しと執行側への権限委譲を行っております。また、「執行」と「監督」の分離をより明確にするために、取締役会議長については代表取締役社長執行役員（CEO）ではなく、執行役員ではない代表取締役会長が務めております。

この環境のもとで、当社取締役会では手続き上必要な決議や報告にとどまらず、経営上の重要課題について大局的な議論を行う機会を積極的に設定しており、その議論を中長期の経営計画策定に着実につなげるとともに、計画の進捗状況を取締役会にタイムリーに報告することで、計画の修正や次期経営計画の策定に反映させるなど、取締役会が起点となった経営のPDCAサイクル構築を図っております。

また、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様には、株主総会や半期ごとの決算説明会および当社ホームページ等で、経営計画やその進捗状況に関する資料を開示し、説明責任を十分に果たすよう努めております。

当社では取締役会がその役割・責務を実効性高く果たすために、その構成において多様性を確保し、かつ経営への監督機能を十分に果たすことができる体制を整えております。このうち、社外取締役については、業務執行の監督はもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までの監督・助言をしていただきたいと考え、2008年の会社設立時より多様性に配慮し、経験や専門分野の異なる業界から社外取締役を招聘しております。

現在の当社の取締役は、女性2名を含む9名であり、社外取締役は4名（男性2名、女性2名）、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役は3名となっております。

(取締役会構成員の氏名等)

議長：代表取締役会長 赤松 憲

構成員：代表取締役社長執行役員 杉江 俊彦・代表取締役副社長執行役員 竹内 徹

取締役常務執行役員 武藤 隆明・取締役常務執行役員 伊倉 秀彦

取締役 久保山 路子（社外取締役）・取締役 飯島 彰己（社外取締役）

取締役 土井 美和子（社外取締役）・取締役 小山田 隆（社外取締役）

監査役および監査役会の責務・構成

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える健全なコーポレートガバナンス体制の確立に寄与しております。また、定期的に代表取締役、会計監査人と意見交換を行うほか、内部監査部門と監査結果等について情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保する体制を構築しております。

当社の監査役会は、3名の社外監査役と2名の社内出身の常勤監査役で構成されております。社外監査役は、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、忌憚のない意見

を述べております。常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備および社内情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証しております。また、監査役は、社外取締役と定期的に会合をもつなど、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図り、信頼関係を深めるよう努めています。

(監査役会構成員の氏名等)

議長：監査役(常勤) 白井 俊徳

構成員：監査役(常勤) 瀧野 良夫

監査役(非常勤) 宮田 孝一(社外監査役)・監査役(非常勤) 藤原 宏高(社外監査役)

監査役(非常勤) 平田 竹男(社外監査役)

指名報酬委員会

当社では、任意の仕組みとして取締役会の諮問機関である指名報酬委員会を設置しており、社長執行役員(CEO)の人事案・後継者計画案や役員人事案、関係会社の社長候補案等の「指名」に関する事項、ならびに役員報酬制度や取締役および執行役員の賞与案、取締役・監査役の報酬案等の「報酬」に関する事項の全般について審議し、取締役会に答申しております。

同委員会は、代表取締役社長執行役員(CEO)1名以外は全て社外取締役(独立社外取締役3名および社外取締役1名)の計5名で構成されており、かつ社外取締役が委員長を務めることで透明性・公正性を十分に確保しております。

この指名報酬委員会は毎年10回以上開催されており、当社のガバナンスの要として統治機能の充実に大きく寄与しています。

(指名報酬委員会構成員の氏名等)

委員長：取締役 飯島 彰己(社外取締役)

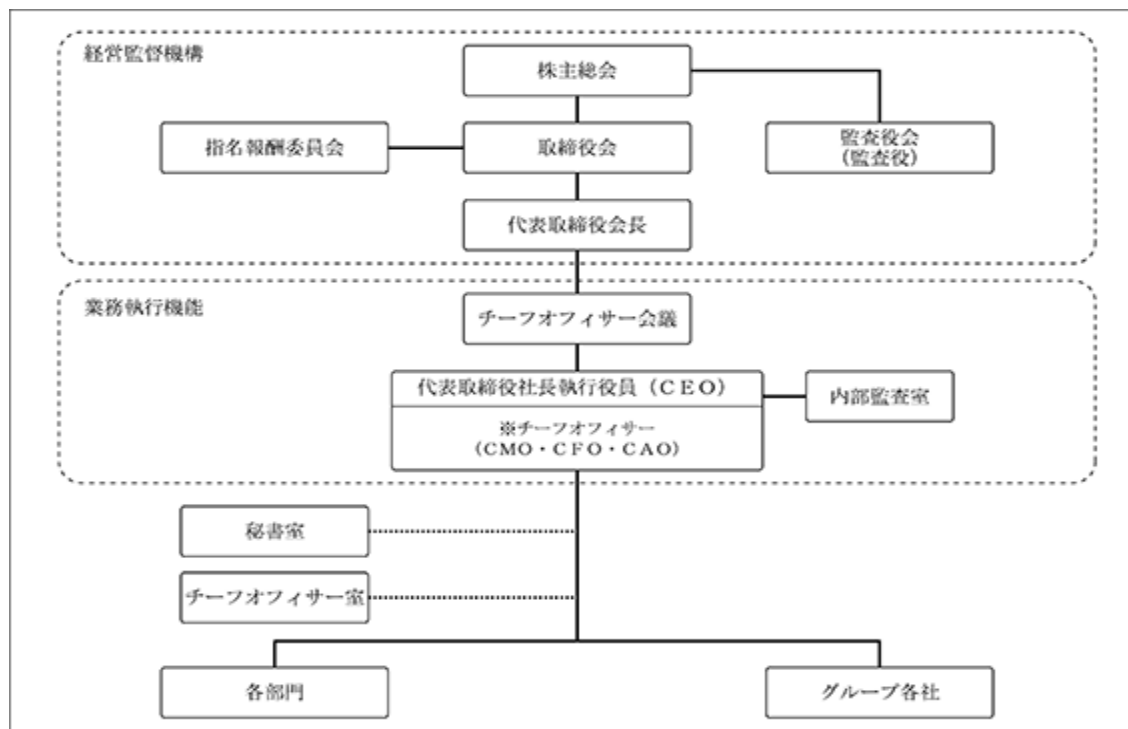
構成員：取締役 久保山 路子(社外取締役) ・ 取締役 土井 美和子(社外取締役)

取締役 小山田 隆(社外取締役) ・ 代表取締役社長執行役員 杉江 俊彦

当該体制を採用する理由

当社は、企業活動が社会に与える影響を鑑み、内部統制システムを構築・運用を行い、株式会社の適正なガバナンスの確保を行っています。三越伊勢丹グループは企業価値の向上のために、内部統制基本方針に基づいて、業務(適法性)監査および会計監査を行う一方で、会計監査人および内部監査部門それぞれとの連携等、実効性のある監督を行うことでグループ全体の業務適正を確保することとして、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るべく、業務の適正を確保するために、以下の内部統制システム構築の基本方針を実践しています。

1. コンプライアンス体制

「当該株式会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 総務部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条1項2号）

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法第24条の4の4）

- (1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関するIT（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4．情報保存管理体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」（会社法施行規則第100条1項1号）

(1)取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。

- a.株主総会議事録
- b.取締役会議事録
- c.チーフオフィサー会議事録
- d.計算書類
- e.官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
- f.その他取締役会が決定する書類

(2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5．効率的職務執行体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項3号）

- (1)取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2)取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前にチーフオフィサー会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4)各部門を管掌する取締役を置き、当該取締役から管掌する部門長に指示し、報告を求めることで内部的業務執行及び監督を行う。また、チーフオフィサーを設置し当社グループ全体の統括業務の推進を行う。
- (5)取締役会の決定に基づく業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6．グループ会社管理体制

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

a.「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社の報告に関する体制」（会社法施行規則第100条1項5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

b.「当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条1項5号ロ）

(1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。

リスクマネジメント部門は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを実施する。

(2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表取締役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

c.「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項5号八）

(1)当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取り締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

(2)当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社チーフオフィサー会議または当社取締役会の承認を受ける。

d.「当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項5号二）

(1)内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

(2)コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(3)当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査役スタッフに関する事項

「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則第100条3項1号、2号、3号）

(1)監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。

(2)監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

a.「当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」（会社法施行規則第100条3項4号イ）

(1)当社は、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議の上「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。

(2)当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用（通報内容について監査役への定期的な報告を含む）の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、当社は、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

b.「当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制」（会社法施行規則第100条3項4号ロ）

内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。

c.「1・2の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則第100条3項5号）

監査役への報告を行った従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則第100条3項6号）

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る

費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

10. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条3項7号）

- (1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

(c) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

(d) 取締役及び監査役の責任軽減

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員の状況

男性12名 女性2名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役会長	赤松 憲	1952年9月5日生	1975年6月	株式会社三越入社	注3	38
			2006年2月	同執行役員業務部長		
			2007年2月	同執行役員グループ業務部長		
			2007年5月	同取締役上席執行役員グループ業務部長		
			2008年4月	当社取締役常務執行役員管理本部長		
				株式会社三越取締役		
			2009年4月	株式会社伊勢丹取締役		
			2013年4月	当社取締役常務執行役員業務本部長		
				株式会社三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長		
			2016年6月	新光三越百貨股份有限公司副董事長		
			2017年5月	当社顧問		
				日本百貨店協会会長(現任)		
			2017年6月	当社代表取締役会長(現任)		
				株式会社三越伊勢丹代表取締役会長		
			2019年4月	株式会社三越伊勢丹取締役会長(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長執行役員 (CEO)	杉江 俊彦	1961年2月15日生	1983年4月	株式会社伊勢丹入社	注3	30
			2009年4月	同執行役員営業本部MD統括部食品統括部長兼食品営業部長		
			2011年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員営業本部MD統括部食品統括部長		
			2012年4月	当社常務執行役員経営戦略本部付		
			2012年6月	同取締役常務執行役員経営戦略本部長		
			2013年4月	株式会社三越伊勢丹取締役常務執行役員経営戦略本部長		
			2016年4月	当社取締役専務執行役員経営戦略本部長		
				株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長		
			2017年4月	当社代表取締役社長執行役員		
				株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員(現任)		
2018年4月	当社代表取締役社長執行役員(CEO)兼CDO CDO(チーフ・デジタル・トランスフォーメーション・オフィサー)					
2019年4月	同代表取締役社長執行役員(CEO)(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役副社長執行役員 CMO(チーフ・マーチャン ダイジング・オフィ サー)	竹内 徹	1960年5月21日生	<p>1983年4月 株式会社伊勢丹入社</p> <p>2009年4月 同執行役員営業本部MD統括部婦人統括部長</p> <p>2010年3月 同取締役常務執行役員営業本部MD統括部長兼婦人統括部長</p> <p>2011年4月 株式会社三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部長</p> <p>2013年4月 当社常務執行役員</p> <p>株式会社札幌丸井三越代表取締役社長執行役員</p> <p>2016年4月 当社常務執行役員グループ人財本部長</p> <p>株式会社三越伊勢丹常務執行役員グループ人財本部長</p> <p>2017年4月 株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長</p> <p>2017年6月 当社取締役</p> <p>2018年4月 株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長</p> <p>2019年4月 当社代表取締役副社長執行役員CMO(現任)</p> <p>CMO(チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー)</p> <p>株式会社三越伊勢丹取締役(現任)</p>	注3	24
取締役常務執行役員 CAO(チーフ・アドミニ ストレイティブ・オフィ サー)	武藤 隆明	1956年11月28日生	<p>1979年6月 株式会社三越入社</p> <p>2010年3月 株式会社三越執行役員総務部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員管理本部総務部長</p> <p>2013年4月 当社執行役員業務本部総務部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員リスクマネジメント室長</p> <p>2017年4月 当社常務執行役員リスクマネジメント室長</p> <p>2018年6月 当社取締役常務執行役員CACO</p> <p>CACO(チーフ・アドミニストレーション・アンド・コンプライアンス・オフィサー)</p> <p>株式会社三越伊勢丹取締役(現任)</p> <p>2019年4月 当社取締役常務執行役員CAO(現任)</p> <p>CAO(チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー)</p>	注3	29

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役常務執行役員 C F O (チーフ・フィナン シャル・オフィサー)	伊倉 秀彦	1964年7月5日生	1987年4月	株式会社伊勢丹入社	注3	2
			2014年4月	株式会社エムアイカード取締役専 務執行役員		
				株式会社エムアイ友の会代表取締 役社長		
			2017年4月	株式会社三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長		
			2018年4月	当社執行役員経営企画部門長		
			2019年4月	当社常務執行役員C F O C F O (チーフ・フィナンシャル・オフィサー)		
2019年6月	株式会社三越伊勢丹取締役(現 任) 当社取締役常務執行役員C F O(現 任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	久保山 路子 1	1956年4月16日生	1980年4月	花王石鹸株式会社(現 花王株式会社)入社	注3	1
			2006年4月	同商品広報部部長		
			2011年4月	同商品広報センター センター長		
			2011年9月	多摩大学大学院客員教授(現任)		
			2016年5月	花王株式会社生活者研究部コミュニケーションフェロー(現任)		
			2017年6月	株式会社ジャックス社外取締役(現任) 2		
			2018年6月	当社社外取締役(現任)		
取締役	飯島 彰己	1950年9月23日生	1974年4月	三井物産株式会社入社	注3	
			2008年4月	同常務執行役員		
			2008年6月	同代表取締役常務執行役員		
			2008年10月	同代表取締役専務執行役員		
			2009年4月	同代表取締役社長		
			2015年4月	同代表取締役会長(現任)		
			2016年6月	株式会社リコー社外取締役(現任)		
			2018年7月	ソフトバンクグループ株式会社社外取締役(現任)		
			2019年6月	日本銀行参与(現任)		
			2019年6月	当社社外取締役(現任)		
取締役	土井 美和子	1954年6月2日生	1979年4月	東京芝浦電気株式会社(現 株式会社東芝)入社	注3	
			2005年7月	株式会社東芝研究開発センターヒューマンセントリックラボラトリー技監		
			2006年7月	同研究開発センター技監		
			2008年7月	同研究開発センター首席技監		
			2014年4月	独立行政法人(現国立研究開発法人)情報通信研究機構監事(現任)		
			2015年6月	株式会社野村総合研究所社外取締役(現任)		
			2017年4月	奈良先端科学技術大学院大学理事(現任)		
			2019年6月	当社社外取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役	小山田 隆	1955年11月2日生	1979年4月	株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行	注3	
			2009年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)常務執行役員		
			2009年6月	同常務取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
			2012年5月	株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員		
			2013年5月	同専務執行役員		
			2014年6月	同副頭取		
			2015年5月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ副社長執行役員		
			2015年6月	同取締役代表執行役副社長グループCOO		
			2016年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
			2017年6月	株式会社三菱東京UFJ銀行取締役		
			2017年6月	同特別顧問		
			2018年4月	株式会社三菱UFJ銀行特別顧問(現任)		
			2018年6月	公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長(現任)		
2018年12月	三菱総研DCS株式会社社外取締役(現任)					
2019年6月	当社社外取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	瀧野 良夫	1956年5月11日生	1981年4月	株式会社伊勢丹入社	注4	7
			2008年3月	同執行役員株式会社三越伊勢丹ホールディングス準備室付		
			2008年4月	当社執行役員営業政策本部店舗運営部長		
			2010年3月	株式会社伊勢丹執行役員営業本部営業政策部長		
			2011年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員営業本部伊勢丹立川店長		
			2013年4月	同常務執行役員営業本部基幹店事業部伊勢丹新宿本店長		
			2014年4月	当社常務執行役員リスクマネジメント室長		
			2016年4月	同常務執行役員社長付		
2016年6月	同常勤監査役(現任)					
常勤監査役	白井 俊徳	1959年1月28日生	1982年4月	株式会社伊勢丹入社	注5	19
			2008年3月	同執行役員		
			2008年4月	当社執行役員経営戦略本部企画推進部長		
			2011年4月	同執行役員経営戦略本部経営企画部長		
			2012年6月	同取締役執行役員経営戦略本部経営企画部長		
			2013年6月	同執行役員経営戦略本部経営企画部長		
			2014年4月	同執行役員経営戦略本部企画推進部長		
			2016年1月	株式会社三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長		
			2016年4月	当社常務執行役員経営戦略本部企画開発推進部長		
			2017年4月	同常務執行役員経営戦略本部長 株式会社三越伊勢丹取締役(現任)		
			2017年6月	当社取締役常務執行役員経営戦略本部長		
			2018年4月	同取締役常務執行役員CSRO CSRO(チーフ・ストラテジー・アンド・リストラクチャリング・オフィサー)		
2019年4月	同取締役常務執行役員社長付					
2019年6月	同常勤監査役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
監査役	宮田 孝一	1953年11月16日生	1976年4月 株式会社三井銀行(現 三井住友銀行)入行 2003年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 2006年10月 同常務執行役員 2009年4月 同取締役兼専務執行役員 2010年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 2010年6月 同取締役 2011年4月 同取締役社長 株式会社三井住友銀行取締役 2014年6月 ソニー株式会社社外取締役(現任) 2016年4月 三井生命保険株式会社(現 大樹生命保険株式会社)社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外監査役(現任) 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 株式会社三井住友銀行取締役会長(現任)	注4	
監査役	藤原 宏高	1954年5月21日生	1985年4月 飯島山田法律特許事務所入所 1995年4月 ひかり総合法律事務所設立 2015年1月 弁護士法人ひかり総合法律事務所設立 代表弁護士(現任) 2016年6月 当社社外監査役(現任)	注4	
監査役	平田 竹男	1960年1月16日生	1982年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 1995年6月 同省大臣官房総務課法令審査委員 1997年6月 同省通商政策局資金協力室長 2000年6月 同省資源エネルギー庁石油開発課長 2001年1月 経済産業省資源エネルギー庁石油天然ガス課長 2002年7月 財団法人日本サッカー協会専務理事 2006年4月 早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授(現任) 2007年3月 楽天株式会社社外監査役(現任) 2013年8月 内閣官房参与(現任) 2016年7月 日本スポーツ産業学会会長(現任) 2017年6月 当社社外監査役(現任)	注6	
計					152

1 久保山路子氏の戸籍上の氏名は、岩崎路子であります。

2 久保山路子氏は2019年6月27日付をもって株式会社ジャックスの社外取締役を退任する予定であります。

(注) 1 久保山路子氏ならびに飯島彰己氏、土井美和子氏、小山田隆氏は、社外取締役であります。

2 宮田孝一氏ならびに藤原宏高氏、平田竹男氏は、社外監査役であります。

- 3 取締役の任期は、2019年6月17日より、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 常勤監査役瀧野良夫氏ならびに監査役宮田孝一氏、藤原宏高氏の任期は、2016年6月20日より、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 常勤監査役白井俊徳氏の任期は、2019年6月17日より、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役平田竹男氏の任期は、2017年6月21日より、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 所有株式数は、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。

当社では、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を採用しております。グループの経営目標を達成する上で重要な部門の部門長を執行役員と位置づけ、執行責任を明確にした上で大幅な権限委譲を行っております。取締役を兼務しない執行役員の役名、職名及び氏名は以下のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員チーフオフィサー室長	金原 章
執行役員グループマーチャンダイジング部門長	亀田 真理
執行役員グループ総務部門長	西山 茂
執行役員グループ業務部門長	片桐 英樹
執行役員情報システム部門長	三部 智英
執行役員海外事業部門長	田中 豊彦

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であり、当社の社外監査役は3名であります。

< 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係 >

	社外役員と当社との関係、重要な兼職先である法人等と当社との関係
取締役 久保山 路子	久保山路子取締役と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。 当社グループは、花王(株)および花王グループとの間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。 また、当社グループは、(株)ジャックスとの間に特別の関係はありません。
取締役 飯島 彰己	飯島彰己取締役と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。 当社グループは、三井物産(株)との間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。 また、当社グループは、(株)リコー、ソフトバンクグループ(株)との間に特別な関係はありません。
取締役 土井 美和子	土井美和子取締役と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。 当社グループは、国立研究開発法人情報通信研究機構、(株)野村総合研究所、奈良先端科学技術大学院大学との間に特別の関係はありません。
取締役 小山田 隆	小山田隆取締役と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。 (株)三菱UFJ銀行は、当社の大株主であります。 当社および当社グループは、(株)三菱UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、当社グループは、公益財団法人日本国際問題研究所、三菱総研DCS(株)との間に特別の関係はありません。
監査役 宮田 孝一	宮田孝一監査役と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。 当社および当社グループは、(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、大樹生命保険(株)との間に取引関係がありますが、保険契約等に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。 当社グループは、ソニー(株)との間に特別の関係はありません。
監査役 藤原 宏高	藤原宏高監査役と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。 当社グループは、弁護士法人ひかり総合法律事務所との間に特別の関係はありません。
監査役 平田 竹男	平田竹男監査役と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。 当社グループは、早稲田大学、楽天(株)、日本スポーツ産業学会との間に特別の関係はありません。

< 社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、選任するための独立性に関する基準、選任状況に関する考え方 >

取締役・監査役候補の指名にあたっては、法令上の適格性を満たしていることに加え、広い見識、高い倫理観と豊かな経験を有していることを考慮しております。

社外取締役

社外取締役については、客観的かつ専門的な視点から幅広い意見を取り入れ、バランスのある経営を行うため、実業界で執行の経験を十分に積んだ方を中心に異なる分野・業界から人材を選任しております。

当社の社外取締役は、取締役会において、業務執行の監督を行うことはもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までの監督・助言を行っております。当社では、社外取締役は全員、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の構成メンバーとなることが規定されており、その場では社長執行役員（CEO）の人事案・後継者計画案や役員人事案、関係会社の社長候補案等の「指名」に関する事項、ならびに役員報酬制度や取締役および執行役員の賞与案、取締役・監査役報酬案等の「報酬」に関する事項の全般についての審議が行われ、かつ時々の様々な経営課題に対しても忌憚のない意見を頂くなど、当社のガバナンスの要として統治機能の充実に大きく寄与しております。

社外監査役

社外監査役については、中立的且つ客観的な観点から監査・監督を行うため、法律面・会計面で豊富な知識、経験を有する方を、異なる分野・業界から人材を選任しております。

当社の社外監査役は、経営の意思決定のプロセスや内容が、法的・会計的な側面から適切かどうか監査をしており、更に、監査役会において常勤監査役を通じ、経営会議の状況やその他当社の経営上の情報を把握することで、当社の経営に対する課題感を的確に共有し、監査役会及び取締役会においても、中立・客観的な見地に基づく監査意見はもとより、忌憚ない意見や有意なアドバイスを述べるなど、当社の健全なコーポレートガバナンス体制の確立に大きく寄与しております。

独立社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役および社外監査役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

当社グループの業務執行者

当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人

当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者

当社グループと取引のある金融機関の業務執行者

当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等

当社の発行済総株式数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者

過去3年間において上記 から に該当していた者

上記 から の配偶者または二親等以内の親族

なお、 の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間において1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、 の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、監査役より監査計画についての報告を受け、内部監査部門より内部統制システムの有効性の評価結果についての報告を受けております。また、内部統制部門からは「内部統制システム構築の基本方針」の策定にあたって報告を受けております。

社外監査役は、会計監査人と意見交換を行い相互連携を図るとともに、監査役が内部監査部門と意見交換を行った内容について監査役より報告を受けております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査の組織は、社外監査役3名を含む計5名の監査役が監査役会を構成し、原則毎月1回開催される監査役会において、監査に関する事項等の協議・決議・報告を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査するとともに、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、他の業務執行から独立した立場にある内部監査部門（17名）が、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備状況、運用状況を金融庁ガイドラインに基づいて評価するとともに、当社グループ各社の業務執行に関する、法令遵守、業務の有効性、妥当性等について業務監査を実施し、その内容を代表取締役及び監査役に報告しております。また、内部監査部門は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

また監査役は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるほか、会計監査人監査への立会を実施するなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めるとともに、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても、説明を求め確認しております。

更に、監査役は内部監査部門から内部監査計画及びその結果について報告を受けるほか、原則毎月1回の定例会合を実施し、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制及び業務執行の状況について意見交換を行うなど、相互連携を図っております。

内部統制部門との関係については、監査役は内部統制システムの整備・体制の状況を監視および検証し、経営へ必要な助言・指導を行っております。内部監査部門は内部統制システムの有効性を評価し、会計監査人は内部統制監査を行い、その結果をそれぞれ経営へ報告しております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

会計監査の状況

(監査法人の名称)

EY新日本有限責任監査法人

(業務を執行した公認会計士)

指定有限責任社員 業務執行社員 梅村 一彦

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 依里

指定有限責任社員 業務執行社員 衣川 清隆

(監査業務に係る補助者の構成)

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士34名、その他（公認会計士試験合格者等）34名であります

(監査法人の選定方針と理由)

会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の選定にあたって、品質管理体制や独立性等の監査法人の概要、および示された監査計画、監査チーム編成等の監査の実施体制、および監査報酬の見積額の妥当性等を検討し、面談、質問等を通じて選定しております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基

づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

(監査役及び監査役会による監査法人の評価)

監査役会は、会計監査人の監査報告や定期的会合などを通じて監査活動内容を把握することにより、会計監査人の監査活動を監査役が年間を通じて定期的に評価する制度を導入しており、会計監査人の品質管理、監査の実施状況、監査役等とのコミュニケーションなど評価結果等を踏まえて再任の適否を每期判断しております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(2019年1月31日 内閣府令第3号)により改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) i から の規定に経過措置を適用しております。

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	115	1	111	11
連結子会社	144	-	124	-
計	259	1	236	11

当社における非監査業務の内容はアドバイザー業務等の委託であります。

(その他重要な報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

(監査役会が監査報酬に同意した理由)

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員の報酬等に関する方針

当社では、役員報酬について、以下の4点を基本原則としております。

(社外取締役、監査役は含まず)

1. 株主と役員との利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
3. (目標達成時における) 競合企業との比較において遜色の無い水準の提供
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性、透明性の確保

上記の基本原則は、当社の取締役会の決議により定める「役員報酬ガイドライン」にて、「役員報酬原則」として規定しております。

ロ．役員報酬決定のプロセスに係る事項

上記の「役員報酬原則」を踏まえ、報酬決定プロセスの全般において、取締役会諮問機関である指名報酬委員会にて実効性の高い審議を行うことで、客観性、透明性を確保しております。

< 報酬の額や算定方法の決定方針の決定権限者 >

指名報酬委員会にて役員報酬に関する方針・制度や実際の報酬額に至るまでの報酬関連全般に関する審議をしております。同委員会は、社外取締役4名(独立社外取締役3名および社外取締役1名) に代表取締役社長執行役員(CEO) を加えた計5名で構成されております。

< 決定権限者の権限内容及び裁量の範囲 >

指名報酬委員会の審議対象は、後述の基本報酬、役員賞与、株式報酬型ストックオプション等の役員報酬に関する事項全般はもとより、支給の対象者である役員的人事案にまで及んでおり、審議した内容を取締役に諮問しています。

ハ．役員の報酬等の種類とその決定方法について

当社では役員報酬制度を、毎月の「基本報酬」、年単位で支給または付与される「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」の3つで構成しております。

役員区分別の各報酬の年間の報酬基準および全報酬に占める比率は以下の通りであります。役員の株式保有を促進し株主との利害一致を図るためにストックオプションを一定割合(25%) とするとともに、代表取締役社長執行役員を含む執行役員を兼務する取締役においては、業務執行に対する責任を明確にするために、業績連動報酬型の賞与についても一定割合(25%) で設定しております。

役員区分	業績連動報酬以外の報酬(比率)		業績連動報酬
	基本報酬	ストックオプション	賞与(目標達成時)
代表取締役会長	基本報酬×12ヶ月 (67%)	基本報酬×6ヶ月 (33%)	
代表取締役社長執行役員	基本報酬×12ヶ月 (50%)	基本報酬×6ヶ月 (25%)	基本報酬×6ヶ月 (25%)
その他の取締役 (執行役員兼務者)	基本報酬×12ヶ月 (50%)	基本報酬×6ヶ月 (25%)	基本報酬×6ヶ月 (25%)
社外取締役	基本報酬×12ヶ月 (100%)	-	-
監査役(社内・社外)	基本報酬×12ヶ月 (100%)	-	-

報酬水準については、上記「役員報酬原則 3. 」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般とし、東証1部上場の大手企業が数多く参加する報酬サーベイに当社も每期参画し、報酬制度全体(業績目標達成時) で平均相当となるよう検証しております。

1. 基本報酬

取締役の基本報酬については、「役員報酬ガイドライン」に規定された報酬テーブルに基づき毎月定額で支払われます。

各取締役の基本報酬額については、取締役を兼務しない執行役員と合わせて、外部のコンサルティング会社

が提供する職務分析・評価の手法により作成した原案を指名報酬委員会にて審議を行い、出席者の過半数の賛同を得た案を取締役に答申し、取締役会にて決議し決定しております。

監査役の基本報酬については、後述二．の第1回株主総会の決議による監査役報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

2. 賞与

取締役（執行役員を兼務しないものを除く）においては、報酬原則を反映し、目標達成を強く動機づけるために、下記の通りの業績連動型賞与を導入しております。

基準賞与額 = 基本報酬 × 6ヶ月

賞与支給額 = 基準賞与額 ×〔1〕支給率（全社業績目標達成度）×〔3〕配分比率（ウエイト）
+ 基準賞与額 ×〔2〕支給率（個人の定性評価）×〔3〕配分比率（ウエイト）

〔1〕支給率（全社業績目標達成度）

2008年度の当社設立以来、早期にグループの基盤を整備し、経営を将来に向けた成長軌道に乗せるために、年度計画の達成を強く動機づけるべく、連結営業利益額をその指標としてまいりました。

	第10期 (2017年度)	第11期 (2018年度)	第12期 (2019年度)
連結営業利益目標額	250億円	290億円	300億円
連結営業利益実績額	244億円	292億円	

この営業利益目標を達成した場合の支給率を1.00（100％）とし、達成度に応じて支給率は下限0.00（0％）～上限2.00（200％）で比例配分となるように設計しております。その上・下限における連結営業利益額は、目標額の絶対水準を鑑みながらメリハリのある設定となるよう毎期判断し決定しております。

2019年度においては、連結営業利益目標額を年度計画値である300億円とし、支給率下限0.00（0％）における連結営業利益額については目標額を30％下回る210億円、支給率上限2.00（200％）においては30％上回る390億円に設定し、上・下限の間での比例配分としております。

〔2〕支給率（個人の定性評価）

定性評価の支給率は、代表取締役社長執行役員との間で期初に面談し設定した定性的な目標の実現度を、期末に代表取締役社長執行役員がS（200％）、A（150％）、B+（125％）、B（100％）、B-（75％）、C（50％）、D（0％）の7段階で評価しております。

〔3〕配分比率（ウエイト）

定性評価の配分比率（ウエイト）についても、毎期その在り方を判断し決定しております。

2019年度の設定は、全社業績に対する最終責任者である代表取締役社長執行役員については全社業績目標達成度の配分比率を100％とし、その他の執行役員兼務取締役についてはその比率を70％としております。

	全社業績目標達成度	個人の定性評価
代表取締役社長執行役員	100％	0％
その他の執行役員兼務取締役	70％	30％

賞与については、前述の業績連動方式のうち、毎期の「全社業績目標額」と「全社業績目標達成度・個人の定性評価の各支給率算出方法」及び役位ごとの「全社業績目標・個人の定性評価の各配分比率（ウエイト）」の原案を期初に作成し、指名報酬委員会において審議し取締役会で決議しております。

期末には、あらかじめ設定された計算式にて算出される「全社業績目標達成度における支給額」に加え、評価者による「個人の定性評価」の結果の妥当性について指名報酬委員会で審議の上、取締役会で支給額案を決議し、株主総会での承認を経て決定しております。

3. 株式報酬型ストックオプション

役員の株式保有を促し、長期的な株主価値の向上に対する意識を高めることを目的として、権利行使価格を1

円とする株式報酬型ストックオプションの仕組みに基づき、取締役（社外取締役を除く）に対して、以下の通りストックオプションを付与しております。

付与の上限個数（1個＝100株）＝基本報酬額×6ヶ月÷当社の基準株価（ ）

基準株価＝東京証券取引所における「発行決議を行う前月までの3ヶ月間の平均株価」と「発行決議日の4日前の株価（当日終値がない場合は前営業日の終値）」のいずれが高い方

当社のストックオプションは基準株価で除して上限個数を算出し付与しており、個数は株価により変動するものの、割当日当日における公正価値を掛け合わせた報酬額としては年間基本報酬額の50%相当となることから、本報告書においては業績連動報酬に含めず記載しております。

<最近事業年度における取締役会および委員会等の活動内容>

2018年度においては、指名報酬委員会を全12回開催し、その中で役員報酬に関する事項は計8回にわたり審議してまいりました。その審議結果に基づき、株式報酬型ストックオプションの付与案については2018年6月、次年度（2019年度）の役員人事体制における基本報酬額案は2019年2月の各定例取締役会において、2018年度分の役員賞与支給額案については2019年5月の決算取締役会においてそれぞれ決議しております。

二．役員の報酬等に関する株主総会決議年月日

2009年6月29日開催の第1回定時株主総会において、以下の通り決議しております。

<基本報酬>

当社の定款に定める取締役役員数12名以内、監査役員数5名以内を前提とし、取締役分を月額2,300万円以内（うち社外取締役分は月額500万円以内）、監査役分を月額700万円以内とする。

<株式報酬型ストックオプション>

上記の取締役の基本報酬枠とは別枠で、定款に定める取締役役員数12名以内を前提として、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額1億3,800万円の範囲で付与する。具体的な配分額は、年間基本報酬額の50%相当額とする。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		業績連動報酬以外の報酬		業績連動報酬	退職慰労金	
		基本報酬	ストック オプション	賞与		
取締役 (社外取締役を除く。)	306	175	72	58	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	50	50	-	-	-	2
社外役員	69	69	-	-	-	7

(注) 1 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。

2 株式報酬型ストックオプションについては、上記の表において「業績連動報酬以外の報酬」に分類して記載しております。その株式報酬型ストックオプションの額は、2009年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、2018年6月18日開催の取締役会の決議により同年7月3日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計であります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び当社グループは、株式の価値変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするいわゆる純投資目的の株式は、保有しておりません。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有し、純投資目的以外の株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社及び当社グループは、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、商品供給、資金調達等取引の維持・強化を目的として、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有する場合があります。毎年取締役会において、個別銘柄の保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に検証し、保有の合理性が認められなくなった銘柄については、順次売却することで、政策保有株式の縮減を図ります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	550

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社三越伊勢丹については以下のとおりであります。

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株式会社三越伊勢丹は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、商品供給、資金調達等取引の維持・強化を目的として、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有する場合があります。毎年取締役会において、個別銘柄の保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に検証し、保有の合理性が認められなくなった銘柄については、順次売却することで、政策保有株式の縮減を図ります。

2018年11月27日開催の取締役会で、保有の適否を検証しました。2018年度は、みなし保有株式を含む2銘柄、470百万円の株式を売却いたしました。2019年3月期末は、45銘柄、31,220百万円となっております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	51	800
非上場株式以外の株式	45	31,220

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	8	中長期的な企業価値の向上 に資すると判断したため、 増加しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	1
非上場株式以外の株式	1	12

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注3)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
キリンホール ディングス株式 会社	1,245,000	1,245,000	・主に百貨店セグメントにおける事業 活動の円滑化のために保有していま す。なお、当社資本コスト、受取配 当、取引額等の定量的情報に加え、 事業戦略上の重要性や取引関係等を 総合的に勘案し、保有の合理性を判 断しています。定量的な保有効果は 秘密保持の観点から記載いたしま せん。	有
	3,289	3,526		
清水建設株式 会社	3,230,172	3,230,172	・主に百貨店セグメントにおける事業 活動の円滑化のために保有していま す。なお、当社資本コスト、受取配 当、取引額等の定量的情報に加え、 事業戦略上の重要性や取引関係等を 総合的に勘案し、保有の合理性を判 断しています。定量的な保有効果は 秘密保持の観点から記載いたしま せん。	有
	3,107	3,071		
株式会社三菱 UFJフィナン シャル・グル ープ	4,436,996	4,436,996	・当社グループの財務活動の円滑化 及び安定化のために保有しています。 なお、当社資本コスト、受取配当、 取引額等の定量的情報に加え、財務 戦略上の重要性や取引関係等を総合 的に勘案し、保有の合理性を判断し ています。定量的な保有効果は秘密 保持の観点から記載いたしません。	有
	2,440	3,092		
ロイヤルホ ールディン グス株式 会社	681,000	681,000	・主に百貨店セグメントにおける事業 活動の円滑化のために保有していま す。なお、当社資本コスト、受取配 当、取引額等の定量的情報に加え、 事業戦略上の重要性や取引関係等を 総合的に勘案し、保有の合理性を判 断しています。定量的な保有効果は 秘密保持の観点から記載いたしま せん。	有
	1,885	1,976		
大正製薬ホ ールディン グス株式 会社	165,600	165,600	・主に百貨店セグメントにおける事業 活動の円滑化のために保有していま す。なお、当社資本コスト、受取配 当、取引額等の定量的情報に加え、 事業戦略上の重要性や取引関係等を 総合的に勘案し、保有の合理性を判 断しています。定量的な保有効果は 秘密保持の観点から記載いたしま せん。	有
	1,747	1,732		

東日本旅客鉄道株式会社	144,900	144,900	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,547	1,429		
株式会社TSIホールディングス	2,367,400	2,367,400	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,500	1,820		
株式会社オンワードホールディングス	2,419,008	2,408,063	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。 ・2018年度において、取引先持株会の拠出により保有株数が10,945株増加しています。	有
	1,415	2,222		
西日本旅客鉄道株式会社	169,000	169,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,409	1,255		
ヤマトホールディングス株式会社	484,000	484,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,383	1,291		
松竹株式会社	98,500	98,500	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,221	1,486		
株式会社松屋	1,115,700	1,115,700	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,120	1,684		
株式会社ワコールホールディングス	382,467	382,467	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,052	1,177		
大日本印刷株式会社	392,800	392,800	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,039	863		

凸版印刷株式会社	614,107	1,228,214	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	1,026	1,072		
日本航空株式会社	220,400	220,400	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	859	943		
三井物産株式会社	435,528	435,528	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	748	793		
株式会社三陽商会	416,337	416,337	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	719	965		
株式会社歌舞伎座	115,000	115,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	無
	657	648		
美津濃株式会社	205,720	205,720	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	527	664		
高砂熱学工業株式会社*	279,180	279,180	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	497	545		
三菱鉛筆株式会社*	230,000	230,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	493	551		
三菱倉庫株式会社*	135,500	135,500	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	418	306		

株式会社ルック ホールディングス *	134,400	672,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	203	209		
株式会社第四北 越フィナンシャル グループ *	62,964	62,964	・当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、財務戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	196	295		
株式会社デサント *	52,277	52,277	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	151	87		
株式会社東京 ドーム *	116,500	116,500	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	123	118		
新潟交通株式会 社 *	50,000	50,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	無
	101	99		
三井住友トラスト・ホ ールディングス株式 会社 *	15,600	15,600	・当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、財務戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	62	67		
SOMPO ホール ディングス株式 会社 *	14,597	14,597	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	59	62		
三機工業株式会 社 *	30,000	30,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	36	35		
株式会社東京 會館 *	9,000	9,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	35	35		

株式会社百十四銀行 *	13,200	132,000	・当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、財務戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	30	47		
伊藤忠食品株式会社 *	5,000	5,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	23	28		
日本マクドナルドホールディングス株式会社 *	3,923	3,839	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。 ・2018年度において、取引先持株会の拠出により保有株数が84株増加しています。	無
	20	19		
株式会社リーガルコーポレーション *	4,730	4,730	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	12	13		
株式会社商船三井 *	5,025	5,025	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	無
	11	15		
株式会社LIXILグループ *	7,800	7,800	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	11	18		
株式会社ツカモトコーポレーション *	9,519	9,519	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	11	12		
三共生興株式会社 *	24,000	24,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	11	11		
三井不動産株式会社 *	2,014	2,014	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	5	5		

株式会社ナイガイ *	3,841	3,841	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	2	2		
株式会社高島屋 *	500	1,000	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のため、同業他社の情報収集を目的に保有しています。	有
	0	1		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ *	100	100	・当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のため、保有しています。なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、財務戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断しています。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	0	0		
J.フロントリテイリング株式会社 *	100	100	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のため、同業他社の情報収集を目的に保有しています。	無
	0	0		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 *	-	3,880	・主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のために保有していました。	有
	-	13		

(注) 1 「-」は当該銘柄を保有していないことを示しております

- 2 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、当社の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。
- 3 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井不動産株式会社	260,000	260,000	・退職給付信託として拠出し、議決権行使を指図しております。 なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断していません。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	723	671		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ*	115,500	231,000	・退職給付信託として拠出し、議決権行使を指図しております。 なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、財務戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断していません。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	447	1,029		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社*	69,500	69,500	・退職給付信託として拠出し、議決権行使を指図しております。 なお、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を判断していません。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません。	有
	234	233		

(注) 1 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、当社の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。

2 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表についてはEY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となっております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,710	47,345
受取手形及び売掛金	3 134,082	3 137,239
有価証券	380	405
商品	50,164	45,487
製品	427	112
仕掛品	374	619
原材料及び貯蔵品	924	615
その他	26,853	38,542
貸倒引当金	3,194	2,116
流動資産合計	265,723	268,251
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	502,921	494,190
減価償却累計額	328,772	320,858
建物及び構築物(純額)	174,148	173,332
土地	539,724	539,852
建設仮勘定	8,035	6,426
その他	83,812	76,757
減価償却累計額	61,096	56,615
その他(純額)	22,715	20,142
有形固定資産合計	744,624	739,754
無形固定資産		
ソフトウェア	22,534	19,867
のれん	6,794	23
その他	30,035	23,334
無形固定資産合計	59,364	43,225
投資その他の資産		
投資有価証券	1 126,673	1 122,849
長期貸付金	332	278
差入保証金	59,288	53,997
退職給付に係る資産	3,476	3,503
繰延税金資産	9,634	9,975
その他	6,537	5,591
貸倒引当金	250	162
投資その他の資産合計	205,691	196,034
固定資産合計	1,009,680	979,014
繰延資産		
社債発行費	132	161
繰延資産合計	132	161
資産合計	1,275,535	1,247,427

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	113,119	106,486
1年内償還予定の社債	10,000	-
短期借入金	3 30,672	3 22,446
コマーシャル・ペーパー	-	4,000
未払法人税等	5,272	4,848
商品券	82,084	79,814
賞与引当金	12,466	12,253
ポイント引当金	9,686	9,690
商品券回収損引当金	29,258	31,014
その他	108,921	102,150
流動負債合計	401,482	372,704
固定負債		
社債	30,000	40,000
長期借入金	69,300	70,300
繰延税金負債	129,793	123,970
退職給付に係る負債	37,597	37,729
関係会社事業損失引当金	105	103
持分法適用に伴う負債	2 1,874	2 1,402
その他	17,292	15,501
固定負債合計	285,961	289,007
負債合計	687,444	661,711
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,461	50,573
資本剰余金	322,807	322,770
利益剰余金	193,239	202,040
自己株式	9,294	9,300
株主資本合計	557,214	566,084
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,094	6,448
繰延ヘッジ損益	39	42
為替換算調整勘定	9,858	4,964
退職給付に係る調整累計額	810	2,008
その他の包括利益累計額合計	19,182	9,446
新株予約権	2,028	2,077
非支配株主持分	9,666	8,106
純資産合計	588,091	585,715
負債純資産合計	1,275,535	1,247,427

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	1,256,386	1,196,803
売上原価	1 889,103	1 848,521
売上総利益	367,282	348,282
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	20,365	19,114
ポイント引当金繰入額	723	84
給料手当及び賞与	96,381	88,482
退職給付費用	4,600	4,138
貸倒引当金繰入額	576	103
減価償却費	25,272	25,734
地代家賃	40,820	36,198
業務委託費	34,866	33,961
その他	119,262	111,234
販売費及び一般管理費合計	342,869	319,052
営業利益	24,413	29,229
営業外収益		
受取利息	732	715
受取配当金	1,402	702
持分法による投資利益	3,548	3,058
未回収商品券受入益	5,550	5,747
固定資産受贈益	2,182	2,645
その他	1,435	977
営業外収益合計	14,851	13,846
営業外費用		
支払利息	839	770
固定資産除却損	1,615	1,342
商品券回収損引当金繰入額	5,500	5,744
その他	3,984	3,223
営業外費用合計	11,939	11,080
経常利益	27,325	31,995

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	2 85	2 29,961
投資有価証券売却益	1,147	-
その他	-	54
特別利益合計	1,232	30,015
特別損失		
固定資産処分損	3 963	3 2,580
減損損失	4 11,187	4 32,447
店舗閉鎖損失	5 2,415	5 4,166
のれん償却額	6 3,368	-
投資有価証券評価損	-	251
関係会社整理損	7 1,049	-
事業譲渡損	8 1,120	-
事業構造改善費用	9 5,030	9 5,828
その他	989	1,491
特別損失合計	26,124	46,766
税金等調整前当期純利益	2,433	15,244
法人税、住民税及び事業税	5,807	5,878
法人税等調整額	2,527	3,213
法人税等合計	3,279	2,664
当期純利益又は当期純損失()	845	12,579
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	114	900
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	960	13,480

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益又は当期純損失()	845	12,579
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,744	2,380
繰延ヘッジ損益	38	3
為替換算調整勘定	1,027	1,400
退職給付に係る調整額	943	1,186
持分法適用会社に対する持分相当額	5,780	5,094
その他の包括利益合計	9,534	10,058
包括利益	8,688	2,520
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,288	3,745
非支配株主に係る包括利益	400	1,224

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,328	322,699	195,184	9,286	558,925
当期変動額					
新株の発行	132	132			265
剰余金の配当			4,675		4,675
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			960		960
自己株式の取得				8	8
自己株式の処分		0		0	0
連結及び持分法適用範囲の変動			3,690		3,690
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		23			23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	132	108	1,945	7	1,711
当期末残高	50,461	322,807	193,239	9,294	557,214

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,989	0	5,697	1,754	9,933	1,946	8,977	579,782
当期変動額								
新株の発行								265
剰余金の配当								4,675
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()								960
自己株式の取得								8
自己株式の処分								0
連結及び持分法適用範囲の変動								3,690
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,105	39	4,160	943	9,248	81	689	10,019
当期変動額合計	4,105	39	4,160	943	9,248	81	689	8,308
当期末残高	10,094	39	9,858	810	19,182	2,028	9,666	588,091

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,461	322,807	193,239	9,294	557,214
当期変動額					
新株の発行	112	112			224
剰余金の配当			4,677		4,677
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			13,480		13,480
自己株式の取得				7	7
自己株式の処分		0		0	0
連結及び持分法適用範囲の変動			1		1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		149			149
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	112	37	8,801	6	8,869
当期末残高	50,573	322,770	202,040	9,300	566,084

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,094	39	9,858	810	19,182	2,028	9,666	588,091
当期変動額								
新株の発行								224
剰余金の配当								4,677
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()								13,480
自己株式の取得								7
自己株式の処分								0
連結及び持分法適用範囲の変動								1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								149
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,646	3	4,893	1,198	9,735	49	1,559	11,246
当期変動額合計	3,646	3	4,893	1,198	9,735	49	1,559	2,376
当期末残高	6,448	42	4,964	2,008	9,446	2,077	8,106	585,715

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,433	15,244
減価償却費	28,315	27,893
減損損失	12,845	36,067
のれん償却額	4,323	777
貸倒引当金の増減額(は減少)	706	1,162
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3,205	614
受取利息及び受取配当金	2,134	1,417
支払利息	839	770
持分法による投資損益(は益)	3,548	3,058
固定資産売却損益(は益)	67	29,961
固定資産処分損益(は益)	2,578	4,498
投資有価証券評価損益(は益)	-	251
売上債権の増減額(は増加)	11,182	16,630
たな卸資産の増減額(は増加)	8,075	3,445
仕入債務の増減額(は減少)	2,647	3,511
未払費用の増減額(は減少)	1,042	87
未払金の増減額(は減少)	7,901	364
その他	4,559	1,517
小計	71,923	30,623
利息及び配当金の受取額	4,920	4,185
利息の支払額	847	769
法人税等の支払額	3,025	5,753
営業活動によるキャッシュ・フロー	72,972	28,286
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,295	396
定期預金の払戻による収入	1,284	1,213
短期貸付金の純増減額(は増加)	8	698
有形固定資産の取得による支出	24,761	52,077
有形及び無形固定資産の売却による収入	1,116	33,968
無形固定資産の取得による支出	5,535	5,964
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	3,735	4,450
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	4,606	475
敷金及び保証金の回収による収入	3,914	3,701
敷金及び保証金の差入による支出	1,160	176
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	1,315
その他	1,423	758
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,981	22,450

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	11,944	7,260
長期借入れによる収入	12,000	12,000
長期借入金の返済による支出	30,000	12,000
社債の発行による収入	19,894	9,943
社債の償還による支出	-	10,000
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	37,000	4,000
配当金の支払額	4,674	4,684
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	8	7
非支配株主への配当金の支払額	105	104
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	353	379
その他	561	570
財務活動によるキャッシュ・フロー	52,753	9,063
現金及び現金同等物に係る換算差額	432	595
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,329	3,822
現金及び現金同等物の期首残高	60,024	53,969
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	275	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 53,969	1 50,147

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 41 社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度において、株式会社三越伊勢丹フードサービスは株式会社三越伊勢丹を存続会社とする吸収合併により消滅したため、また、株式会社マミーナは清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社

英国三越LTD.、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン、(株)三越伊勢丹イノベーションズ、(株)レオマート

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 9 社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーCo., Ltd.、新宿サブナード(株)、(株)JP三越マーチャングイング、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹、(株)アイム環境ビル管理、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、(株)エムアイフーズスタイル

なお、当連結会計年度において、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社は重要性が増したため、また、2018年4月1日付で事業譲渡を行った(株)エムアイフーズスタイルを持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(サカエチカマチ(株)他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用していません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co., Ltd.、イセタン オブ ジャパン Sdn. Bhd.、アイシージェイ デパートメントストア(マレーシア) Sdn. Bhd.、米国三越INC.、イタリア三越S.p.A.、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～12年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～12年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の支払金利
為替予約	外貨建営業債務

ヘッジ方針

当グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主として10年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(在外連結子会社の消化仕入取引に係る売上高の会計処理)

当社グループは、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れる、いわゆる消化仕入取引について、「売上高」及び「売上原価」のいずれにも取引金額を計上しておりますが、当連結会計年度より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する会計処理に変更しております。

この結果、該当取引に係る収益については、総額表示から純額表示に変更されております。

当該変更は遡及適用しており、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表になっております。この結果、遡及適用前と比較して、前連結会計年度の売上高及び売上原価がそれぞれ12,478百万円減少しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報等)に記載しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

在外子会社

- ・「リース」(IFRS第16号)

(1) 概要

本会計基準はリースの借手に、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識すること等を要求するものであります。

(2) 適用予定日

2020年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」16,439百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」のうちの8,610百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,634百万円に含めて表示し、「固定負債」の「繰延税金負債」は129,793百万円として表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	82,518百万円	81,493百万円

- 2 偶発債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証等を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)
従業員住宅ローン保証	90百万円	従業員住宅ローン保証	69百万円
関係会社借入金等債務保証		関係会社借入金等債務保証	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹(注)	9,966百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹(注)	9,198百万円
保証債務等合計	10,056百万円	保証債務等合計	9,267百万円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

- 3 貸出コミットメント

(1) 貸手側

クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。

当該業務における未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)
キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	88,047百万円	キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	88,000百万円
実行残高	1,902百万円	実行残高	1,855百万円
差引額	86,144百万円	差引額	86,144百万円

(2) 借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)
特定融資枠契約の総額	50,000百万円	特定融資枠契約の総額	50,000百万円
借入実行残高	10,000百万円	借入実行残高	2,500百万円
差引額	40,000百万円	差引額	47,500百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額(洗替法による戻入額相殺後)

売上原価に含まれる通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額につきましては、従来、注記しておりましたが、当連結会計年度において重要性が乏しくなったことから注記を省略しております。これに伴い、前連結会計年度の通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額についても、注記を省略しております。

- 2 前連結会計年度における固定資産売却益の内容は、株式会社三越伊勢丹不動産および株式会社三越伊勢丹フードサービスの所有建物等の売却によるものであります。

また、当連結会計年度における固定資産売却益の内容は、株式会社三越伊勢丹の賃貸用不動産の売却によるものであります。

- 3 前連結会計年度における固定資産処分損は、主に株式会社三越伊勢丹の三越日本橋本店の改装関連によるものであります。

また、当連結会計年度における固定資産処分損は、主に株式会社三越伊勢丹の三越日本橋本店および伊勢丹新宿本店の改装関連によるものであります。

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物 土地 その他	129 2,011 23	名古屋三越栄店(愛知県名古屋市)
店舗	建物及び構築物 その他	879 132	伊勢丹立川店(東京都立川市)
店舗	建物及び構築物 その他	626 207	福岡三越店(福岡県福岡市)
店舗	建物及び構築物 土地 その他	310 363 59	広島三越店(広島県広島市)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	571 102 37	伊勢丹松戸店(千葉県松戸市)
店舗	建物及び構築物 その他	249 205	伊勢丹府中店(東京都府中市)
店舗	建物及び構築物 その他	1,442 589	マレーシア クアラルンプール市
店舗・工場	建物及び構築物 土地 差入保証金 その他	1,662 878 49 24	三越伊勢丹フードサービス工場等 (茨城県古河市)
その他	建物及び構築物 その他	698 407	オルタナティブシアター (東京都千代田区)
営業用システム	ソフトウェア その他	277 63	東京都新宿区
店舗・その他	建物及び構築物 差入保証金 その他	563 73 205	東京都新宿区 他
	合計	12,845	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、1,115百万円は「店舗閉鎖損失」に、228百万円は「関係会社整理損」に、314百万円は「その他」に含まれております。

(2)減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3)資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物	1,959	新潟三越店(新潟県新潟市)
	土地	448	
	その他	153	
店舗	建物及び構築物	914	三越恵比寿店(東京都渋谷区)
	その他	200	
店舗	建物及び構築物	650	福岡三越店(福岡県福岡市)
	その他	77	
店舗	建物及び構築物	384	名古屋三越星ヶ丘店(愛知県名古屋市)
	その他	87	
店舗	建物及び構築物	307	松山三越(愛媛県松山市)
	その他	120	
店舗	建物及び構築物	112	岩田屋久留米店(福岡県久留米市)
	差入保証金	48	
	その他	88	
店舗	建物及び構築物	173	伊勢丹立川店(東京都立川市)
	その他	35	
店舗	建物及び構築物	10	シンガポール シンガポール市
	その他	952	
店舗	建物及び構築物	141	上海梅龍鎮 上海市
	その他	30	
その他店舗	建物及び構築物	207	東京都新宿区 他
	土地	18	
	差入保証金	272	
	その他	40	
その他	建物及び構築物	71	イセタンウエスト1(東京都新宿区)
	土地	15,518	
	その他	253	
店舗・その他	建物及び構築物	646	ソシエ(東京都渋谷区 他)
	のれん	5,993	
	その他	6,055	
営業用システム	ソフトウェア	92	東京都中央区
	その他	0	
	合計	36,067	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、3,620百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2)減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3)資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%で割り引いて算定しております。

- 5 前連結会計年度における店舗閉鎖損失は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹松戸店の営業終了によるもの等であり、主に減損損失1,115百万円等であります。
また、当連結会計年度における店舗閉鎖損失は、株式会社新潟三越伊勢丹の新潟三越の営業終了によるもの等であり、主に減損損失3,620百万円等であります。
- 6 前連結会計年度におけるのれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正2014年11月28日 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。
- 7 前連結会計年度における関係会社整理損は、主に株式会社マミーナの清算に伴い見込まれる損失等を計上しております。
- 8 2018年4月1日、株式会社三越伊勢丹フードサービスが営むスーパーマーケット事業等を、当社グループの100%子会社である株式会社エムアイフードスタイルに会社分割により承継させるとともに、株式会社エムアイフードスタイル株式の66%を株式会社丸の内キャピタルが管理・運営する丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合に譲渡致しました。当該事業譲渡により発生が見込まれる損失を前連結会計年度において事業譲渡損として計上しております。
- 9 前連結会計年度および当連結会計年度における事業構造改善費用は、主に株式会社三越伊勢丹のネクストキャリア制度の実施に伴う費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,759百万円	3,200百万円
組替調整額	1,123百万円	169百万円
税効果調整前	2,882百万円	3,370百万円
税効果額	1,138百万円	990百万円
その他有価証券評価差額金	1,744百万円	2,380百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	57百万円	65百万円
組替調整額	0百万円	57百万円
税効果調整前	57百万円	8百万円
税効果額	18百万円	4百万円
繰延ヘッジ損益	38百万円	3百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,027百万円	1,400百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,009百万円	2,085百万円
組替調整額	350百万円	364百万円
税効果調整前	1,360百万円	1,721百万円
税効果額	416百万円	534百万円
退職給付に係る調整額	943百万円	1,186百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	5,780百万円	5,094百万円
その他の包括利益合計	9,534百万円	10,058百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	395,232,054	250,500	-	395,482,554

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加250,500株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,686,950	7,059	567	5,693,442

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求による増加7,059株であります。

減少は、単元未満株式の買増請求による減少567株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						2,028
合計							2,028

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,337	6.00	2017年3月31日	2017年6月22日
2017年11月7日 取締役会	普通株式	2,337	6.00	2017年9月30日	2017年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,338	6.00	2018年3月31日	2018年6月19日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	395,482,554	212,200	-	395,694,754

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加212,200株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,693,442	5,754	406	5,698,790

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求による増加5,754株であります。

減少は、単元未満株式の買増請求による減少406株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						2,077
合計							2,077

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,338	6.00	2018年3月31日	2018年6月19日
2018年11月7日 取締役会	普通株式	2,339	6.00	2018年9月30日	2018年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,339	6.00	2019年3月31日	2019年6月18日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金	55,710百万円	47,345百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	1,740百万円	836百万円
流動資産のその他	- 百万円	3,637百万円
現金及び現金同等物	53,969百万円	50,147百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、情報処理業におけるシステム設備(器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	9,773百万円	17,471百万円
1年超	78,658百万円	85,052百万円
合計	88,432百万円	102,524百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	-百万円	1,020百万円
1年超	-百万円	1,372百万円
合計	-百万円	2,393百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	55,710	55,710	-
(2) 受取手形及び売掛金	134,082	134,082	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,670	3,758	88
其他有価証券	37,095	37,095	-
(4) 差入保証金	59,288	55,934	3,353
資産計	289,847	286,582	3,264
(1) 支払手形及び買掛金	113,119	113,119	-
(2) 短期借入金()	18,672	18,672	-
(3) 社債	40,000	40,422	422
(4) 長期借入金()	81,300	79,923	1,376
負債計	253,091	252,137	954
デリバティブ取引	4	4	-

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(4)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式,関係会社株式等	86,288

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	48,488	-	-	-
受取手形及び売掛金	134,082	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	359	2,001	1,309	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	21	1,182	-	-
差入保証金	1,913	7,016	3,819	1,042
合計	184,865	10,200	5,128	1,042

(注4)社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	10,000	-	-	-	10,000	20,000
長期借入金	12,000	11,000	12,000	11,300	-	35,000
合計	22,000	11,000	12,000	11,300	10,000	55,000

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	47,345	47,345	-
(2) 受取手形及び売掛金	137,239	137,239	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,512	4,542	29
其他有価証券	33,528	33,528	-
(4) 差入保証金	53,997	51,669	2,327
資産計	276,624	274,326	2,298
(1) 支払手形及び買掛金	106,486	106,486	-
(2) 短期借入金()	11,446	11,446	-
(3) 社債	40,000	40,648	648
(4) 長期借入金()	81,300	80,490	809
負債計	239,232	239,071	161
デリバティブ取引	1	1	-

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(4)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式,関係会社株式等	85,213

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	42,158	-	-	-
受取手形及び売掛金	137,239	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	405	2,533	1,574	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	-	1,134	-	-
差入保証金	2,607	6,524	2,480	1,038
合計	182,411	10,191	4,054	1,038

(注4)社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	-	10,000	10,000	20,000
長期借入金	11,000	12,000	23,300	-	-	35,000
合計	11,000	12,000	23,300	10,000	10,000	55,000

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	3,105	3,196	91
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	565	561	3
合計	3,670	3,758	88

2 その他有価証券(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	35,375	18,389	16,986
	債券	-	-	-
	その他	13	5	8
	小計	35,389	18,394	16,995
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	491	555	64
	債券	1,204	1,204	-
	その他	9	11	1
	小計	1,705	1,771	65
合計		37,095	20,166	16,929

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	3,184	1,147	
合計	3,184	1,147	

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について250百万円(その他有価証券の株式5百万円、関係会社株式245百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	375	418	42
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	4,136	4,124	12
合計	4,512	4,542	29

2 その他有価証券(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	29,087	15,410	13,677
	債券	-	-	-
	その他	12	5	6
	小計	29,100	15,415	13,684
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	3,285	3,445	159
	債券	1,134	1,134	-
	その他	9	9	0
	小計	4,428	4,588	160
合計		33,528	20,004	13,524

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	13	6	-
合計	13	6	-

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について267百万円(その他有価証券の株式251百万円、関係会社株式15百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	買掛金	326	1	2
	米ドル		164	3	2
合 計			490	4	4

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	14,500	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	買掛金	219	-	1
	米ドル		28	-	0
合 計			248	-	1

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	44,252	41,075
勤務費用	2,562	2,311
利息費用	44	7
数理計算上の差異の発生額	875	350
退職給付の支払額	4,907	4,002
過去勤務費用の発生額	-	1,692
連結範囲の変更に伴う変動	-	1,012
退職給付債務の期末残高	41,075	40,423

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	7,015	6,954
期待運用収益	69	65
数理計算上の差異の発生額	134	66
退職給付の支払額	264	756
年金資産の期末残高	6,954	6,197

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	17,841	17,098
年金資産	6,954	6,197
	10,887	10,900
非積立型制度の退職給付債務	23,233	23,324
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,121	34,225
退職給付に係る負債	37,597	37,729
退職給付に係る資産	3,476	3,503
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,121	34,225

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	2,562	2,311
利息費用	44	7
期待運用収益	69	65
数理計算上の差異の費用処理額	440	324
過去勤務費用の費用処理額	89	39
確定給付制度に係る退職給付費用	2,888	2,619

(注) 上記の退職給付費用以外に退職加算金として、前連結会計年度で5,030百万円、当連結会計年度で5,828百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	89	1,652
数理計算上の差異	1,450	68
合計	1,360	1,721

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	387	1,265
未認識数理計算上の差異	1,555	1,623
合計	1,167	2,888

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	30%	32%
株式	28%	23%
一般勘定	33%	36%
その他	9%	9%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度37%、当連結会計年度32%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.0~0.8%	0.0~0.8%
長期期待運用収益率	0.0~1.5%	0.0~1.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度2,103百万円、当連結会計年度1,696百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	346百万円	273百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2009年6月29日開催の定時株主総会決議及び 2010年1月29日開催の取締役会決議	2010年1月29日開催の取締役会決議	2011年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び 執行役員9名	株式会社伊勢丹社内取締役 3名、執行役員14名及び株 式会社三越社内取締役4 名、執行役員9名	当社の社内取締役5名及び 執行役員7名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 97,500株	普通株式 242,600株	普通株式 93,000株
付与日	2010年2月26日	2010年2月26日	2011年2月15日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定められていません	定められていません	定められていません
権利行使期間	2011年4月1日～2026年2 月26日	2011年4月1日～2026年2 月26日	2012年3月1日～2027年2 月15日
新株予約権の数(個)(注)2	144 [110] (注)3	362 [324] (注)3	287 [287] (注)3
新株予約権の目的となる株 式の種類、内容及び数 (株)(注)2	普通株式 14,400 [11,000]	普通株式 36,200 [32,400]	普通株式 28,700 [28,700]
新株予約権の行使時の払込 金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円)(注)2	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する 事項(注)2	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	2011年1月28日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役1名、執行役員14名	当社の社内取締役6名及び執行役員17名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員13名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 196,600株	普通株式 245,000株	普通株式 149,600株
付与日	2011年2月15日	2012年2月17日	2012年2月17日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2012年3月1日～2027年2月15日	2013年3月1日～2028年2月17日	2013年3月1日～2028年2月17日
新株予約権の数(個)(注)2	396 [396] (注)3	1,238 [1,208] (注)3	822 [792] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 39,600 [39,600]	普通株式 123,800 [120,800]	普通株式 82,200 [79,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第19回	第20回	第21回
決議年月日	2013年1月25日開催の取締役会決議	2013年1月25日開催の取締役会決議	2014年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び執行役員15名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員15名	当社の社内取締役6名及び執行役員22名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 205,300株	普通株式 154,000株	普通株式 180,000株
付与日	2013年2月15日	2013年2月15日	2014年2月14日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2014年3月1日～2029年2月15日	2014年3月1日～2029年2月15日	2015年3月1日～2030年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	1,322 [1,296] (注)3	1,057 [944] (注)3	1,523 [1,473] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 132,200 [129,600]	普通株式 105,700 [94,400]	普通株式 152,300 [147,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第22回	第23回	第24回
決議年月日	2014年1月28日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員12名	当社の社内取締役6名及び執行役員23名	株式会社三越伊勢丹執行役員12名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 61,100株	普通株式 151,400株	普通株式 51,600株
付与日	2014年2月14日	2015年2月17日	2015年2月17日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2015年3月1日～2030年2月14日	2016年3月1日～2031年2月17日	2016年3月1日～2031年2月17日
新株予約権の数(個)(注)2	297 [297] (注)3	1,294 [1,294] (注)3	360 [304] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 29,700 [29,700]	普通株式 129,400 [129,400]	普通株式 36,000 [30,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第25回	第26回	第27回
決議年月日	2016年1月29日開催の取締役会決議	2016年1月29日開催の取締役会決議	2017年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員21名	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員24名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 130,700株	普通株式 57,700株	普通株式 196,200株
付与日	2016年2月16日	2016年2月16日	2017年2月14日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2017年3月1日～2032年2月16日	2017年3月1日～2032年2月16日	2018年3月1日～2033年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	1,184 [1,184] (注)3	357 [337] (注)3	1,788 [1,788] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 118,400 [118,400]	普通株式 35,700 [33,700]	普通株式 178,800 [178,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第28回	第29回	第30回
決議年月日	2017年1月27日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員16名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 80,100株	普通株式 168,300株	普通株式 117,200株
付与日	2017年2月14日	2017年10月13日	2017年10月13日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2018年3月1日～2033年2月14日	2018年11月1日～2033年10月13日	2018年11月1日～2033年10月13日
新株予約権の数(個)(注)2	561 [510] (注)3	1,621 [1,621] (注)3	945 [822] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 56,100 [51,000]	普通株式 162,100 [162,100]	普通株式 94,500 [82,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第31回	第32回
決議年月日	2018年6月18日開催の取締役会決議	2018年6月18日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員8名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 104,500株	普通株式 105,400株
付与日	2018年7月3日	2018年7月3日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2019年8月1日～2034年7月3日	2019年8月1日～2034年7月3日
新株予約権の数(個)(注)2	1,045 [1,045] (注)3	1,054 [1,054] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 104,500 [104,500]	普通株式 105,400 [105,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5

(注)1 株式数に換算して記載しております。

- 2 当連結会計年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。
- 3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 4 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
 - (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員欠落事由に該当した場合
 - ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合
 - ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
 - ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
- 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	14,400	70,100	63,100
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	33,900	34,400
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	14,400	36,200	28,700

	第16回	第17回	第18回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	56,800	142,700	86,100
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	17,200	18,900	3,900
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	39,600	123,800	82,200

	第19回	第20回	第21回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	153,200	109,000	152,300
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	21,000	3,300	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	132,200	105,700	152,300

	第22回	第23回	第24回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	41,600	132,800	42,100
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	11,900	3,400	6,100
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	29,700	129,400	36,000

	第25回	第26回	第27回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	121,600	38,900	190,700
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	3,200	3,200	11,900
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	118,400	35,700	178,800

	第28回	第29回	第30回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	168,300	117,200
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	168,300	117,200
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	67,100	-	-
権利確定(株)	-	168,300	117,200
権利行使(株)	11,000	6,200	22,700
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	56,100	162,100	94,500

	第31回	第32回
会社名	提出会社	提出会社
権利確定前		
前連結会計年度末(株)	-	-
付与(株)	104,500	105,400
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	104,500	105,400
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	-	-
失効(株)	-	-
未行使残(株)	-	-

単価情報

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	- 円	1,298円	1,265円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 88,200円	新株予約権 1 個当たり 88,200円	新株予約権 1 個当たり 97,000円

	第16回	第17回	第18回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,274円	1,272円	1,257円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 97,000円	新株予約権 1 個当たり 84,500円	新株予約権 1 個当たり 84,500円

	第19回	第20回	第21回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,264円	1,283円	- 円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 88,500円	新株予約権 1 個当たり 88,500円	新株予約権 1 個当たり 114,600円

	第22回	第23回	第24回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,280円	1,297円	1,257円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 114,600円	新株予約権 1 個当たり 169,000円	新株予約権 1 個当たり 169,000円

	第25回	第26回	第27回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,292円	1,287円	1,250円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 126,600円	新株予約権 1 個当たり 126,600円	新株予約権 1 個当たり 133,600円

	第28回	第29回	第30回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,283円	1,287円	1,278円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 133,600円	新株予約権 1 個当たり 121,400円	新株予約権 1 個当たり 121,400円

	第31回	第32回
会社名	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	- 円	- 円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 130,200円	新株予約権 1 個当たり 130,200円

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 33.409%

2014年7月4日～2018年7月3日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4年

ブラック・ショールズ式を用いるに当たって、オプションの満期までの期間に代えて、付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。

予想配当 12円

過去1年間の実績配当金(2018年3月期の配当実績による)

無リスク利率 0.122%

年率、2018年7月3日の国債利回り(残存期間：4年)

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	863百万円	527百万円
賞与引当金	4,253	4,094
退職給付に係る負債	10,778	10,844
減価償却費	12,420	10,876
投資有価証券評価損	1,290	1,239
商品券回収損引当金	9,419	9,991
土地等評価損及び減損損失	9,412	14,298
繰越欠損金	11,929	11,189
ポイント引当金	2,987	3,004
その他	6,984	6,335
繰延税金資産小計	70,340百万円	72,402百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	-	8,585
将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当額	-	27,446
評価性引当額小計(注)1	41,168	36,031
繰延税金資産合計	29,171百万円	36,370百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	6,250百万円	11,121百万円
その他有価証券評価差額金	4,359	3,418
土地等評価益	52,561	52,172
時価評価による簿価修正額	78,052	77,959
その他	8,107	5,693
繰延税金負債合計	149,330百万円	150,365百万円
繰延税金資産(負債)の純額	120,159百万円	113,994百万円

(注) 1. 評価性引当額が5,136百万円減少しております。この減少の主な内容は、連結子会社株式会社三越伊勢丹において繰越欠損金を追加的に回収可能と判断したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	409	3,521	395	89	720	6,053	11,189百万円
評価性引当額	375	3,368	395	89	701	3,654	8,585
繰延税金資産	33	152	-	-	18	2,399	(b) 2,603

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金11,189百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産2,603百万円を計上しております。当該繰延税金資産2,603百万円は、主に連結子会社株式会社三越伊勢丹が連結子会社三越伊勢丹フードサービス等と合併したことにより引き継いだ税務上の繰越欠損金の残高2,592百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
国内の法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	10.2	2.5
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	10.6	1.1
住民税均等割	8.8	2.7
在外連結子会社の税率差異	3.0	0.7
持分法による投資損益	45.0	6.1
在外関係会社の留保利益	18.8	1.9
未実現利益消去による影響	1.4	0.0
のれんの償却額	53.2	1.6
のれん減損損失	-	10.4
抱合せ株式消滅差損	-	7.6
繰越欠損金の利用	-	9.8
繰越欠損金の期限切れ	-	11.3
評価性引当額	68.7	24.9
その他	4.2	6.1
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	134.8%	17.5%

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(子会社の会社分割)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結子会社である株式会社三越伊勢丹フードサービスのスーパーマーケット事業等

事業の内容：主として「クイーンズ伊勢丹」として展開する小売事業

(2) 企業結合日

2018年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社三越伊勢丹フードサービス(当社の連結子会社)を分割会社、株式会社エムアイフーズスタイル

(当社の非連結子会社)を承継会社とする会社分割

(4) 結合後企業の名称

企業名称の変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

本会社分割は、株式会社三越伊勢丹フードサービスが営むスーパーマーケット事業等の再編の一環として行われたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

なお、会社分割と同日付で、株式会社エムアイフーズスタイル株式の66%を株式会社丸の内キャピタルが管理運営する丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合に譲渡し、株式会社エムアイフーズスタイルは、当社の持分法適用関連会社になっております。

(子会社の合併)

1. 取引の概要

(1) 対象となった企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：株式会社三越伊勢丹

事業の内容：百貨店業

企業の名称：株式会社三越伊勢丹フードサービス

事業の内容：小売・専門店業

(2) 企業結合日

2018年12月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社三越伊勢丹(当社の連結子会社)を吸収合併承継会社、株式会社三越伊勢丹フードサービス(当社の連結子会社)を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

企業名称の変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

本会社合併は、経営資源を集約し、当社グループの企業価値の向上を図ることを目的として行われたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2018年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、2,223百万円であります。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、2,019百万円であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。2018年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,469百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	137,579	4,318	141,898	181,486

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用不動産の取得(5,179百万円)、設備投資(386百万円)であります。主な減少額は減価償却費(1,224百万円)であります。

3 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,396百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	141,898	944	142,843	177,605

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用不動産の取得(5,379百万円)、設備投資(455百万円)であります。主な減少額は、賃貸等不動産の売却(3,680百万円)、および減価償却費(1,210百万円)であります。

3 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で集約し、「百貨店業」、「クレジット・金融・友の会業」、「不動産業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「クレジット・金融・友の会業」は、クレジットカード・貸金・損害保険代理・生命保険募集代理・友の会運営等を行っております。「不動産業」は、不動産賃貸・建物内装・ビルメンテナンス等を行っております。

なお、当連結会計年度より、従来、報告セグメントとして開示しておりました「小売・専門店業」は量的な重要性が低下したため、報告セグメントから除外し「その他」としております。前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する会計処理に変更し、遡及適用しております。この変更に伴い、該当取引に係る収益については、総額表示から純額表示に変更され、遡及適用前と比較して前連結会計年度の「百貨店業」における外部顧客への売上高は、12,478百万円減少しております。なお、セグメント利益に与える影響はありません。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,129,478	21,656	27,708	1,178,844	77,541	1,256,386	-	1,256,386
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,528	17,249	17,362	37,140	67,899	105,040	105,040	-
計	1,132,007	38,906	45,071	1,215,985	145,441	1,361,426	105,040	1,256,386
セグメント利益又は損失 ()	14,484	5,364	6,614	26,462	2,252	24,209	203	24,413
セグメント資産	1,060,147	218,058	151,861	1,430,067	85,669	1,515,737	240,201	1,275,535
その他の項目								
減価償却費	17,243	2,854	957	21,054	7,461	28,515	200	28,315
減損損失 (注)4	8,299	-	100	8,399	4,445	12,845	-	12,845
持分法適用会社への 投資額	75,431	-	-	75,431	5,091	80,523	-	80,523
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	24,745	1,837	5,734	32,317	6,443	38,760	313	38,446

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売・専門店業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額203百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額 240,201百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 200百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 313百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、1,115百万円は「店舗閉鎖損失」に、228百万円は「関係会社整理損」に、314百万円は「その他」に含まれております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,108,536	22,458	31,258	1,162,253	34,550	1,196,803	-	1,196,803
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,665	16,658	17,044	36,368	54,420	90,788	90,788	-
計	1,111,202	39,116	48,303	1,198,621	88,970	1,287,592	90,788	1,196,803
セグメント利益又は損失 ()	15,313	6,422	7,786	29,522	302	29,220	9	29,229
セグメント資産	1,028,103	227,796	153,361	1,409,261	51,250	1,460,511	213,084	1,247,427
その他の項目								
減価償却費	17,062	3,073	998	21,134	6,980	28,114	221	27,893
減損損失 (注)4	23,097	-	181	23,279	12,788	36,067	-	36,067
持分法適用会社への 投資額	79,845	-	-	79,845	-	79,845	-	79,845
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	44,575	1,259	5,774	51,608	5,317	56,926	400	56,526

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売・専門店業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額9百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額 213,084百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 221百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 400百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、3,620百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金 融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	4,323	-	4,323
当期末残高	-	-	-	-	6,794	-	6,794

(注) のれんは主に企業結合(SWPホールディングス株式会社及び株式会社ニッコウトラベルの株式取得)により発生したものであります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金 融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	777	-	777
当期末残高	-	-	-	-	23	-	23

(注) 当連結会計年度に、のれんの減損損失(5,993百万円)を計上しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社ジェ イール西日 本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)2	11,840	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社ジェイール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領しておりません。当該債務保証につきましては、1,874百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社ジェ イール西日 本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)2	10,600	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社ジェイール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領しておりません。当該債務保証につきましては、1,402百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、株式会社ジェイアール西日本伊勢丹であり、両者の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	92,511
固定資産合計	159,740
流動負債合計	84,966
固定負債合計	32,938
純資産合計	134,346
売上高	147,836
税引前当期純利益	11,633
当期純利益	9,516

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は2017年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、株式会社ジェイアール西日本伊勢丹であり、両者の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	89,658
固定資産合計	142,490
流動負債合計	79,020
固定負債合計	28,406
純資産合計	124,721
売上高	141,604
税引前当期純利益	8,603
当期純利益	7,104

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は2018年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,478.74円	1,475.74円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	2.47円	34.58円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	-円	34.41円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	960	13,480
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失()(百万円)	960	13,480
普通株式の期中平均株式数(千株)	389,640	389,875
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	1,787	1,844
(うち新株予約権)(千株)	(1,787)	(1,844)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含ま れなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第3回無担保普通社債	2013年 5月27日	10,000	-	0.59	無担保社債	2018年 5月25日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第4回無担保普通社債	2013年 9月2日	10,000	10,000	1.07	無担保社債	2023年 9月1日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第5回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000	0.17	無担保社債	2022年 8月31日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第6回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000	0.41	無担保社債	2027年 8月31日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第7回無担保普通社債	2018年 5月25日	-	10,000	0.43	無担保社債	2028年 5月25日
合計			40,000	40,000			

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	10,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	18,672	11,446	0.52	
1年以内に返済予定の長期借入金	12,000	11,000	0.58	
1年以内に返済予定のリース債務	548	433	-	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	69,300	70,300	0.38	2020年11月6日～ 2027年3月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,194	860	-	2020年4月～ 2024年3月
その他の有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内に返済予定)	-	4,000	0.01	
合計	101,715	98,039	-	

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	12,000	23,300	-	-
リース債務	344	264	236	14

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	286,778	563,991	901,699	1,196,803
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	8,227	7,144	17,323	15,244
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	4,597	3,929	11,452	13,480
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	11.80	10.08	29.38	34.58

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	11.80	1.72	19.30	5.20

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,869	17,863
関係会社短期貸付金	156,680	137,522
未収還付法人税等	1,469	614
未収収益	1 6,957	1 8,946
その他	1 88	1 392
貸倒引当金	2,862	10,248
流動資産合計	185,203	155,091
固定資産		
有形固定資産		
器具及び備品	1	1
有形固定資産合計	1	1
投資その他の資産		
投資有価証券	660	550
関係会社株式	456,142	452,125
関係会社長期貸付金	99,300	110,300
繰延税金資産	176	426
その他	2	2
投資その他の資産合計	556,282	563,404
固定資産合計	556,284	563,406
繰延資産		
社債発行費	127	156
繰延資産合計	127	156
資産合計	741,614	718,654

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	10,000	-
短期借入金	26,700	18,200
関係会社短期借入金	135,093	128,138
コマーシャル・ペーパー	-	4,000
未払金	1 100	1 89
未払費用	1 1,544	1 2,171
賞与引当金	134	85
その他	1 155	1 725
流動負債合計	173,728	153,410
固定負債		
社債	30,000	40,000
長期借入金	69,300	70,300
関係会社事業損失引当金	1,020	958
債務保証損失引当金	2 1,874	2 1,402
固定負債合計	102,194	112,660
負債合計	275,922	266,070
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,461	50,573
資本剰余金		
資本準備金	18,809	18,921
その他資本剰余金	378,661	378,661
資本剰余金合計	397,470	397,582
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	25,029	11,654
利益剰余金合計	25,029	11,654
自己株式	9,297	9,303
株主資本合計	463,663	450,506
新株予約権	2,028	2,077
純資産合計	465,692	452,583
負債純資産合計	741,614	718,654

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 8,121	1 5,158
経営指導料	1 6,553	1 8,517
役務収益	1 897	1 866
営業収益合計	15,572	14,542
販売費及び一般管理費合計	1、2 7,226	1、2 9,347
営業利益	8,345	5,195
営業外収益		
受取利息	1 1,512	1 1,427
その他	22	26
営業外収益合計	1,534	1,453
営業外費用		
支払利息	1 1,299	1 1,237
その他	1,526	851
営業外費用合計	2,825	2,088
経常利益	7,054	4,559
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	6,280
投資有価証券評価損	-	110
関係会社株式評価損	4,314	7,016
その他	124	-
特別損失合計	4,439	13,406
税引前当期純利益	2,615	8,846
法人税、住民税及び事業税	4	100
法人税等調整額	71	249
法人税等合計	75	149
当期純利益	2,539	8,697

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,328	18,676	378,661	397,337	27,165	27,165
当期変動額						
新株の発行	132	132		132		
剰余金の配当					4,675	4,675
当期純利益					2,539	2,539
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	132	132	0	132	2,135	2,135
当期末残高	50,461	18,809	378,661	397,470	25,029	25,029

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	9,289	465,541	-	-	1,946	467,488
当期変動額						
新株の発行		265				265
剰余金の配当		4,675				4,675
当期純利益		2,539				2,539
自己株式の取得	8	8				8
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-	-	81	81
当期変動額合計	7	1,878	-	-	81	1,796
当期末残高	9,297	463,663	-	-	2,028	465,692

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,461	18,809	378,661	397,470	25,029	25,029
当期変動額						
新株の発行	112	112		112		
剰余金の配当					4,677	4,677
当期純利益					8,697	8,697
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	112	112	0	112	13,375	13,375
当期末残高	50,573	18,921	378,661	397,582	11,654	11,654

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	9,297	463,663	-	-	2,028	465,692
当期変動額						
新株の発行		224				224
剰余金の配当		4,677				4,677
当期純利益		8,697				8,697
自己株式の取得	7	7				7
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-	-	49	49
当期変動額合計	6	13,157	-	-	49	13,108
当期末残高	9,303	450,506	-	-	2,077	452,583

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	主として移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。
債務保証損失引当金	関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法	社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」176百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」176百万円として表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	6,991百万円	8,993百万円
短期金銭債務	1,173百万円	1,720百万円

2 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	9,966百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹	9,198百万円
計	9,966百万円	計	9,198百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引(営業収益)	15,572百万円	14,542百万円
営業取引(販売費及び一般管理費)	554百万円	1,051百万円
営業取引以外の取引	2,284百万円	2,168百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料手当	2,060百万円	2,675百万円
賞与	1,040百万円	1,263百万円
外部委託作業費	1,241百万円	1,683百万円

おおよその割合

販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	455,259	448,257
関連会社株式	883	3,867
計	456,142	452,125

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	41百万円	26百万円
未払費用	192	271
未払事業税等	50	97
ストックオプション費用	410	421
関係会社株式評価損	7,302	9,516
関係会社事業損失引当金	312	293
債務保証損失引当金	573	429
貸倒引当金	876	3,138
その他	309	250
繰延税金資産小計	10,070百万円	14,444百万円
評価性引当額	9,893	14,017
繰延税金資産合計	176百万円	426百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	5.6	-
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	95.8	-
評価性引当額	63.0	-
その他	0.8	-
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	2.9%	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	器具及び備品	1	0	-	0	1	0
	計	1	0	-	0	1	0

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,862	7,385	-	10,248
賞与引当金	134	85	134	85
関係会社事業損失引当金	1,020	-	61	958
債務保証損失引当金	1,874	-	472	1,402

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	東京都府中市日鋼町一丁目1番 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取手数料	無料																												
公告掲載URL	https://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)																												
株主に対する特典	<p>3月末日及び9月末日現在において、1単元以上保有している株主に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に「株主様ご優待カード」(買物割引カード)を発行しております。</p> <p>有効期限 6月下旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 12月上旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 ただし、12月上旬発行の株主様ご優待カードは同年9月中間期末の株主様名簿に新規登録された株主様を対象に発行いたします。</p> <p>1. 株主様ご優待カードによるお買物ご優待 当社グループ各店にて、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券、自社クレジットカードで合計100円(消費税を除く)以上のお買物(割引除外品目を除く)について利用限度額内で10%引きの割引を行います。 発行基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご所有株数</th> <th>ご利用限度額</th> <th>ご優待限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>300株未満</td> <td>30万円</td> <td rowspan="7">左記のご利用限度額の10%</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>500株未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>3,000株未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>10,000株未満</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td></td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、12月上旬発行の株主様ご優待カードのご利用限度額は6月下旬発行の株主様ご優待カードの半額となります。</p> <p>長期保有の特典 確定日に300株以上かつ2年以上継続所有の株主様は上記ご利用限度額が2倍となります。</p> <p>2. 株主様ご優待カード提示によるご優待 当社グループの百貨店の各店舗、その他のグループ店舗(レストラン施設、スーパーマーケット等)、契約施設(ホテル・美術館)等において株主様ご優待カードの提示により、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計100円(消費税を除く)以上の施設のご利用(割引除外品目を除く)で割引やグループ百貨店各店舗の駐車場において無料駐車時間1時間延長サービスを受けることができます。(ただし、商品券及び全国百貨店共通商品券は一部店舗・施設ではご利用いただけません。)</p>			ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額	100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%	300株以上	500株未満	40万円	500株以上	1,000株未満	50万円	1,000株以上	3,000株未満	100万円	3,000株以上	5,000株未満	150万円	5,000株以上	10,000株未満	200万円	10,000株以上		300万円
ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額																										
100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%																										
300株以上	500株未満	40万円																											
500株以上	1,000株未満	50万円																											
1,000株以上	3,000株未満	100万円																											
3,000株以上	5,000株未満	150万円																											
5,000株以上	10,000株未満	200万円																											
10,000株以上		300万円																											

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書	事業年度 第10期	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月18日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及びその添付書類			2018年6月18日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第11期	自 2018年4月1日	2018年8月2日
	第1四半期	至 2018年6月30日	関東財務局長に提出。
	第11期	自 2018年7月1日	2018年11月9日
	第2四半期	至 2018年9月30日	関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	第11期	自 2018年10月1日	2019年2月1日
	第3四半期	至 2018年12月31日	関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の割当決議）の規定に基づく臨時報告書		2018年6月18日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		2018年6月19日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書		2018年11月28日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書		2019年2月25日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の訂正報告書	2018年6月18日提出の臨時報告書（新株予約権の割当決議）に係る訂正報告書		2018年7月4日 関東財務局長に提出。
(6) 訂正発行登録書			2018年6月18日 関東財務局長に提出。
			2018年6月19日 関東財務局長に提出。
			2018年7月4日 関東財務局長に提出。
			2018年11月28日 関東財務局長に提出。
			2019年2月25日 関東財務局長に提出。
			2019年2月25日 関東財務局長に提出。
(7) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類			2018年5月18日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月17日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	村	一	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	依	里
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣	川	清	隆

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月17日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	村	一	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	依	里
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣	川	清	隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。